

第 8 回高梁市議会(定例)議案目録

議案番号	件名	結果	頁
議案第 7 6 号	専決処分の承認を求めることについて		5
議案第 7 7 号	地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例		17
議案第 7 8 号	高梁市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例		25
議案第 7 9 号	高梁市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		49
議案第 8 0 号	高梁市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例		87
議案第 8 1 号	高梁市営定住促進住宅条例		101
議案第 8 2 号	高梁市国民健康保険診療所条例等の一部を改正する条例		109
議案第 8 3 号	高梁市国民健康保険成羽病院附属介護老人保健施設ひだまり苑条例		127
議案第 8 4 号	高梁市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例		137
議案第 8 5 号	農林漁業体験実習館の指定管理者の指定について		143
議案第 8 6 号	吹屋農村交流促進館の指定管理者の指定について		145
議案第 8 7 号	国民健康保険病院事業の指定管理者の指定について		147
議案第 8 8 号	介護老人保健施設の指定管理者の指定について		149
議案第 8 9 号	認知症対応型共同生活介護施設の指定管理者の指定について		151
議案第 9 0 号	令和 4 年度高梁市一般会計補正予算 (第 6 号)		

議案第91号	令和4年度高梁市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）		
議案第92号	令和4年度高梁市国民健康保険成羽病院事業会計補正予算（第1号）		
議案第93号	令和4年度高梁市介護保険特別会計補正予算（第2号）		
議案第94号	令和4年度高梁市養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）		
議案第95号	令和4年度高梁市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）		
議案第96号	令和4年度高梁市畑地かんがい事業特別会計補正予算（第1号）		
議案第97号	令和4年度高梁市水道事業特別会計補正予算（第1号）		
議案第98号	令和4年度高梁市下水道事業特別会計補正予算（第2号）		

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年12月2日提出

高梁市長 近藤隆則

番号	件名	頁
専決第10号	令和4年度高梁市一般会計補正予算（第4号）	7

令和4年度高梁市一般会計補正予算（第4号）

令和4年度高梁市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 241,426千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,405,837千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和4年10月12日 専 決

高梁市長 近 藤 隆 則

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	3,326,206	241,426	3,567,632
	2 国庫補助金	1,768,531	241,426	2,009,957
	歳 入 合 計	26,164,411	241,426	26,405,837

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	6,403,372	241,426	6,644,798
	1 社会福祉費	3,879,821	241,426	4,121,247
	歳 出 合 計	26,164,411	241,426	26,405,837

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	千円 3,326,206	千円 241,426	千円 3,567,632
歳入合計	26,164,411	241,426	26,405,837

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費	千円 6,403,372	千円 241,426	千円 6,644,798
歳 出 合 計	26,164,411	241,426	26,405,837

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
241,426			0
241,426	0	0	0

2 歳 入

16款 国庫支出金

241,426千円

2項 国庫補助金

241,426千円

目	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費国庫補助金	千円 288,531	千円 241,426	千円 529,957
計	1,768,531	241,426	2,009,957

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉総務 費補助金	千円 241,426	住民税非課税世帯等臨時特別支援事業費補助金	千円 241,426

3 歳 出

3款 民生費

241,426千円

1項 社会福祉費

241,426千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	千円 1,658,363	千円 241,426	千円 1,899,789	千円 241,426 国庫支出金 241,426	千円	千円	千円
計	3,879,821	241,426	4,121,247	241,426	0	0	0

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	千円 500	超過勤務手当	千円 500
9 旅費	4	普通旅費	4
11 需用費	900	消耗品費 印刷製本費	600 300
12 役務費	1,541	通信運搬費 手数料	1,035 506
13 委託料	7,991	窓口業務等委託料 システム改修委託料	3,491 4,500
14 使用料及び賃借料	50	事務機器借上料	50
15 工事請負費	440	施設等改修工事費	440
19 負担金補助及び交付金	230,000	住民税非課税世帯等臨時特別給付金	230,000

地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

高梁市条例第 号

(令和 4 年 月 日制定)

地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(公益法人等への高梁市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第 1 条 公益法人等への高梁市職員の派遣等に関する条例（平成 16 年高梁市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 高梁市職員の定年等に関する条例（令和 4 年高梁市条例第 号）第 9 条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(高梁市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 2 条 高梁市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成 16 年高梁市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「、給料の月額」を「の期間、その発令の日に受ける給料の月額」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の 10 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(高梁市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 3 条 高梁市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 16 年高梁市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」を「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第2条の2第1項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（高梁市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第4条 高梁市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年高梁市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（高梁市職員の再任用に関する条例の廃止）

第5条 高梁市職員の再任用に関する条例（平成26年高梁市条例第3号）は、廃止する。

附 則（令和4年高梁市条例第 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（高梁市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第3条の規定による改正後の高梁市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

提 案 理 由

地方公務員法の改正により職員の定年を引き上げることに伴い、関係条例を整理するため。

(参考)

公益法人等への高梁市職員の派遣等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 高梁市職員の定年等に関する条例（令和4年高梁市条例第 号）第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>3 略</p>

(参考)

高梁市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料の月額</u>((地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する職員については、報酬の月額)、高梁市職員の給与に関する条例(平成16年高梁市条例第40号)第9条の規定により給料の調整額を支給される職員にあっては、給料の月額に給料の調整額を加算した額)の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下、<u>給料の月額</u>((地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する職員については、報酬の月額)、高梁市職員の給与に関する条例(平成16年高梁市条例第40号)第9条の規定により給料の調整額を支給される職員にあっては、給料の月額に給料の調整額を加算した額)の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

(参考)

高梁市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改正案	現行
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員</u>(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間を超えない範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第2条の2 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>(以下「<u>短時間勤務職員</u>」という。)については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間を超えない範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第2条の2 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>(以下「<u>短時間勤務職員</u>」という。)については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2～4 略</p>

(参考)

高梁市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表（第4条関係）

改正案	現行
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>

高梁市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

高梁市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月2日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和4年 月 日制定)

高梁市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

高梁市職員の定年等に関する条例（平成16年高梁市条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「第261号）第28条の2第1項から第3項まで、第28条の3並びに第28条の4第1項及び第2項」を「第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「認めるときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由」を「第1項各号に掲げる事由」に改め、「存し」を削り、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

第2章の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（医療業務に従事

する医師が占める職を除く。)とする。

- (1) 高梁市職員の給与に関する条例(平成16年高梁市条例第40号)第22条第1項(同条例第35条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)に規定する職(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退

職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年

年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の3項を加える。

(定年に関する経過措置)

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、高梁市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年高梁市条例第 号。次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条ただし書に規定する職員であって、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

6 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び

勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則（令和4年高梁市条例第 号）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の高梁市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の高梁市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条に

規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。
(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年

度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める

年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条にお

いて「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

提 案 理 由

地方公務員法の改正により職員の定年を引き上げることに伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市職員の定年等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 <u>総則(第1条)</u></p> <p>第2章 <u>定年制度(第2条—第5条)</u></p> <p>第3章 <u>管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)</u></p> <p>第4章 <u>定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)</u></p> <p>第5章 <u>雑則(第14条)</u></p> <p>附則</p> <p>第1章 <u>総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)</u>第22条の4第1項及び第2項、<u>第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定</u>に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 <u>定年制度</u></p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢65年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由がある</u>と認めるときは、<u>同</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項から第3項まで、第28条の3並びに第28条の4第1項及び第2項の規定</u>に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢60年</u>とする。<u>ただし、医療事務に従事する医師の定年については、年齢65年とする。</u></p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めると</u></p>

条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が

きは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が

到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 略

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職(医療業務に従事する医師が占める職を除く。)とする。

- (1) 高梁市職員の給与に関する条例(平成16年高梁市条例第40号)第22条第1項(同条例第35条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)に規定する職
(管理監督職勤務上限年齢)

到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 略

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段

階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日まで
の間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1
年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつて
は、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項
において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職
を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができ
る。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるた
め、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充す
ることができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、
当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することが
できず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害と
なる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公
務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定に

より延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占

めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

- 第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

- 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用さ

れる職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合(市が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。)の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

附 則

(定年に関する経過措置)

- 4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、高梁市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年高梁市条例第___号。次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条ただし書に規定する職員であって、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 6 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」と

いう。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でな
かった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の
末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の
確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項
において「末日経過職員」という。)を除く。)にあつては、当該職員
が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職
員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の
初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、
当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関
する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、
同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとし
る。

高梁市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

高梁市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月2日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和4年 月 日制定)

高梁市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

高梁市職員の給与に関する条例（平成16年高梁市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項を次のように改め、同条第2項を削る。

法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、高梁市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年高梁市条例第30号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項の規定に定める勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする。

第21条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同条第4項及び第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第29条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用常時勤務職員及び再任用短時間勤務職員（以下「再任用職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」

に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第30条第1項中「この条」を「この項から第4項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第36条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第13条」の前に「第4条、第5条、」を加え、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び8項を加える。

(60歳を超える職員に対する給料に関する措置等)

18 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第20項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条、第5条第3項、同条第5項及び第6条の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

19 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 高梁市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年高梁市条例第 号)による改正前の高梁市職員の定年等に関する条例(平成16年高梁市条例第26号)第3条ただし書に規定する職員に相当する職員
- (3) 高梁市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (4) 高梁市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

20 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の

職への降任等をされた日（以下この項及び附則第22項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

2.1 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

2.2 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第18項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第20項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

2.3 附則第20項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第18項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

2.4 附則第20項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第29条第5項（第30条第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料の月額」とあるのは、「給料月額と附則第20項、第22項又は第23項の規定による給料の額との合計額」とする。

2.5 附則第18項から前項までに定めるもののほか、附則第18項の規定による給料月額、附則第20項の規定による給料その他附則第18項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中

「

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	141,600	243,600	255,500	291,700	321,200	364,900

」を

「

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	141,600	243,600	255,500	291,700	321,200	364,900

」に、

「

	229,200	—	—	—	—
--	---------	---	---	---	---

」を

「

	基準給料月額				
	円				
	229,200				

」に、

「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第3のA中

「

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1	355,900	443,400	554,700	734,700	842,600

」を

「

給 号	級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
1		355,900	443,400	554,700	734,700	842,600

」に改める。

別表第3のイ中

「

給 号	1級	2級	3級	4級	5級
1		188,400	223,600	249,600	281,000

」を

「

給 号	級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
1			188,400	223,600	249,600	281,000

」に、

「

	222,700	—	—	—
--	---------	---	---	---

」を

「

	基準給料月額			
	円			
	222,700			

」に、

「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第3のウ中

「

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1	159,600	192,400	240,200	262,700	287,100

」を

「

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	159,600	192,400	240,200	262,700	287,100

」に、

「

	261,200	—	—	—
--	---------	---	---	---

」を

「

	基準給料月額			
	円			
	261,200			

」に、

「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則（令和4年高梁市条例第 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）

附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前

再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 3 改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務であるものとした場合に適用される改正後の条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、高梁市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年高梁市条例第30号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の高梁市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第15条第2項、第21条第2項及び第3項並びに第29条第3項の規定を適用する。
- 5 新給与条例第30条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項及び第3項に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同条第3項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は規則で定める。

提 案 理 由

地方公務員法の改正により職員の定年を引き上げることに伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)</p> <p>第3条の2 <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、高梁市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年高梁市条例第30号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項の規定に定める勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)</u>とする。</p> <p>(超過勤務手当)</p> <p>第21条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、</p>	<p>(再任用職員の給料月額)</p> <p>第3条の2 <u>法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員(以下「再任用常時勤務職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>2 <u>法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前項の規定による給料月額に高梁市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年高梁市条例第30号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定に定める勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)</u>とする。</p> <p>(超過勤務手当)</p> <p>第21条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、</p>

第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

- 2 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。
- 3 略
- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間条例第5条の2に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときには、前項に

第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

- 2 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。
- 3 略
- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間条例第5条の2に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときには、前項に

規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

6 略

(期末手当)

第29条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4 略

5 一般職給料表の適用を受ける職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)でその職務の級が2級以上で規則で定めるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定め

規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

6 略

(期末手当)

第29条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 再任用常時勤務職員及び再任用短時間勤務職員(以下「再任用職員」という。)に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4 略

5 一般職給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)でその職務の級が2級以上で規則で定めるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの並びにこれら

るもの並びにこれらの職員との権衡を考慮して規則で定める職員については、前項の規定にかかわらず同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して、規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 略

(勤勉手当)

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第4項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の95」とあるのは「100分の45」とする。

4・5 略

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第36条 第4条、第5条、第13条、第14条、第16条及び第31条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

の職員との権衡を考慮して規則で定める職員については、前項の規定にかかわらず同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して、規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 略

(勤勉手当)

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の95」とあるのは「100分の45」とする。

4・5 略

(再任用職員についての適用除外)

第36条 第13条、第14条、第16条及び第31条の規定は、再任用職員には適用しない。

附 則

(60歳を超える職員に対する給料に関する措置等)

18 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第20項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条、第5条第3項、同条第5項及び第6条の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

19 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 高梁市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年高梁市条例第 号)による改正前の高梁市職員の定年等に関する条例(平成16年高梁市条例第26号)第3条ただし書に規定する職員に相当する職員
- (3) 高梁市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (4) 高梁市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

- 20 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第22項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第18項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第18項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 21 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員が受ける給料月額」とする。
- 22 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第18項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第20項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員が受ける給料

月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

23 附則第20項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第18項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

24 附則第20項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第29条第5項(第30条第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「給料の月額」とあるのは、「給料月額と附則第20項、第22項又は第23項の規定による給料の額との合計額」とする。

25 附則第18項から前項までに定めるもののほか、附則第18項の規定による給料月額、附則第20項の規定による給料その他附則第18項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1(第3条関係)

一般職給料表

職員の 区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円
再任用	1	141,600	243,600	255,500	291,700	321,200	364,900
短時間	2	142,700	245,300	257,000	293,900	323,400	367,500
勤務職	3	143,800	246,800	258,600	296,000	325,700	369,900

別表第1(第3条関係)

一般職給料表

職員の 区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	1	141,600	243,600	255,500	291,700	321,200	364,900
	2	142,700	245,300	257,000	293,900	323,400	367,500
	3	143,800	246,800	258,600	296,000	325,700	369,900

員以外 の職員	4	144,900	248,400	259,900	298,000	327,900	372,500
	5	146,100	255,500	260,400	299,900	330,100	374,400
	6	147,200	257,000	261,800	302,000	332,100	376,900
	7	148,400	258,600	263,100	304,200	334,300	379,200
	8	149,500	259,900	264,500	306,200	336,500	381,700
	9	150,600	260,400	269,000	308,100	338,400	384,100
	10	151,700	261,800	270,500	310,400	340,600	386,800
	11	152,800	263,100	272,200	312,600	342,600	389,400
	12	153,900	264,500	274,000	314,900	344,800	392,100
	13	154,900	269,000	275,600	317,000	346,600	394,500
	14	156,300	270,500	276,300	319,100	348,600	396,800
	15	157,600	272,200	276,900	321,300	350,600	399,000
	16	158,900	274,000	277,500	323,400	352,600	401,400
	17	161,100	275,600	278,400	325,300	354,300	403,200
	18	162,600	276,300	279,200	327,300	356,300	405,200
	19	164,100	276,900	279,900	329,300	358,100	407,100
	20	165,700	277,500	280,600	331,300	360,000	408,900
	21	168,900	278,400	281,300	333,000	361,900	410,800
	22	170,400	279,200	282,000	335,100	363,800	413,900
	23	171,900	279,900	282,800	337,100	365,800	417,000
	24	173,400	280,600	283,300	339,200	367,700	420,100
	25	174,700	281,300	284,800	340,600	369,700	423,300
	26	177,400	282,000	286,700	342,500	371,600	425,600
	27	180,000	282,800	288,500	344,400	373,600	427,700

4	144,900	248,400	259,900	298,000	327,900	372,500
5	146,100	255,500	260,400	299,900	330,100	374,400
6	147,200	257,000	261,800	302,000	332,100	376,900
7	148,400	258,600	263,100	304,200	334,300	379,200
8	149,500	259,900	264,500	306,200	336,500	381,700
9	150,600	260,400	269,000	308,100	338,400	384,100
10	151,700	261,800	270,500	310,400	340,600	386,800
11	152,800	263,100	272,200	312,600	342,600	389,400
12	153,900	264,500	274,000	314,900	344,800	392,100
13	154,900	269,000	275,600	317,000	346,600	394,500
14	156,300	270,500	276,300	319,100	348,600	396,800
15	157,600	272,200	276,900	321,300	350,600	399,000
16	158,900	274,000	277,500	323,400	352,600	401,400
17	161,100	275,600	278,400	325,300	354,300	403,200
18	162,600	276,300	279,200	327,300	356,300	405,200
19	164,100	276,900	279,900	329,300	358,100	407,100
20	165,700	277,500	280,600	331,300	360,000	408,900
21	168,900	278,400	281,300	333,000	361,900	410,800
22	170,400	279,200	282,000	335,100	363,800	413,900
23	171,900	279,900	282,800	337,100	365,800	417,000
24	173,400	280,600	283,300	339,200	367,700	420,100
25	174,700	281,300	284,800	340,600	369,700	423,300
26	177,400	282,000	286,700	342,500	371,600	425,600
27	180,000	282,800	288,500	344,400	373,600	427,700

28	182,600	283,300	290,400	346,300	375,600	429,900
29	186,200	284,800	291,000	347,900	377,100	430,000
30	187,900	286,700	292,700	349,800	378,900	432,000
31	189,500	288,500	294,500	351,700	380,700	434,100
32	191,200	290,400	296,300	353,500	382,300	436,200
33	192,700	291,000	297,800	355,400	384,100	436,300
34	194,400	292,700	299,500	357,200	385,500	437,700
35	196,200	294,500	301,000	359,000	387,000	439,700
36	197,900	296,300	302,600	360,700	388,600	441,700
37	201,500	297,800	304,200	362,100	390,000	443,600
38	202,900	299,500	308,100	363,400	391,200	445,400
39	204,400	301,000	312,000	364,800	392,400	447,200
40	205,900	302,600	315,900	366,200	393,500	448,900
41	207,200	304,200	320,100	367,500	394,600	450,700
42	208,500	305,900	322,100	368,400	395,800	452,200
43	209,700	307,500	324,200	369,500	397,000	453,600
44	211,000	309,200	326,300	370,600	398,100	455,100
45	212,300	310,100	327,500	371,400	398,800	456,500
46	213,600	311,600	329,500	372,300	399,500	457,800
47	214,900	313,100	331,400	373,200	400,200	459,100
48	216,200	314,700	333,500	374,100	400,900	460,300
49	217,300	316,300	335,400	375,000	402,500	461,300
50	220,200	317,900	337,300	375,800	403,100	462,000
51	223,100	319,500	339,300	376,600	403,600	462,800

28	182,600	283,300	290,400	346,300	375,600	429,900
29	186,200	284,800	291,000	347,900	377,100	430,000
30	187,900	286,700	292,700	349,800	378,900	432,000
31	189,500	288,500	294,500	351,700	380,700	434,100
32	191,200	290,400	296,300	353,500	382,300	436,200
33	192,700	291,000	297,800	355,400	384,100	436,300
34	194,400	292,700	299,500	357,200	385,500	437,700
35	196,200	294,500	301,000	359,000	387,000	439,700
36	197,900	296,300	302,600	360,700	388,600	441,700
37	201,500	297,800	304,200	362,100	390,000	443,600
38	202,900	299,500	308,100	363,400	391,200	445,400
39	204,400	301,000	312,000	364,800	392,400	447,200
40	205,900	302,600	315,900	366,200	393,500	448,900
41	207,200	304,200	320,100	367,500	394,600	450,700
42	208,500	305,900	322,100	368,400	395,800	452,200
43	209,700	307,500	324,200	369,500	397,000	453,600
44	211,000	309,200	326,300	370,600	398,100	455,100
45	212,300	310,100	327,500	371,400	398,800	456,500
46	213,600	311,600	329,500	372,300	399,500	457,800
47	214,900	313,100	331,400	373,200	400,200	459,100
48	216,200	314,700	333,500	374,100	400,900	460,300
49	217,300	316,300	335,400	375,000	402,500	461,300
50	220,200	317,900	337,300	375,800	403,100	462,000
51	223,100	319,500	339,300	376,600	403,600	462,800

52	226,000	321,000	341,200	377,400	404,000	463,500
53	229,200	322,500	343,100	378,100	405,400	465,200
54	230,900	323,700	345,000	381,000	408,500	466,000
55	232,500	324,900	346,800	383,900	411,600	466,700
56	234,100	326,100	348,700	386,800	414,700	467,300
57	235,500	327,800	350,200	390,000	418,100	467,800
58	237,200	328,700	351,600	391,200	419,600	468,400
59	238,800	329,500	353,100	392,400	421,100	469,000
60	240,400	330,300	354,600	393,500	422,700	469,600
61	241,400	331,200	356,200	394,600	424,300	470,100
62	242,900	334,100	357,000	395,800	425,600	470,600
63	244,300	337,000	358,200	397,000	426,900	471,000
64	245,500	339,900	359,200	398,100	428,100	471,300
65	246,700	343,100	360,100	398,800	429,300	471,600
66	247,900	345,000	361,200	399,500	430,600	472,100
67	248,900	346,800	362,100	400,200	431,900	472,500
68	250,100	348,700	363,200	400,900	433,100	472,800
69	251,400	350,200	364,100	402,500	434,300	473,100
70	252,400	351,600	364,800	403,100	435,100	473,600
71	253,600	353,100	365,500	403,600	435,900	474,000
72	254,900	354,600	366,200	404,000	436,700	474,300
73	255,800	356,200	367,600	405,400	438,300	474,600
74	257,100	357,000	368,200	405,700	439,000	475,100
75	258,300	358,200	368,900	406,000	439,700	475,500

52	226,000	321,000	341,200	377,400	404,000	463,500
53	229,200	322,500	343,100	378,100	405,400	465,200
54	230,900	323,700	345,000	381,000	408,500	466,000
55	232,500	324,900	346,800	383,900	411,600	466,700
56	234,100	326,100	348,700	386,800	414,700	467,300
57	235,500	327,800	350,200	390,000	418,100	467,800
58	237,200	328,700	351,600	391,200	419,600	468,400
59	238,800	329,500	353,100	392,400	421,100	469,000
60	240,400	330,300	354,600	393,500	422,700	469,600
61	241,400	331,200	356,200	394,600	424,300	470,100
62	242,900	334,100	357,000	395,800	425,600	470,600
63	244,300	337,000	358,200	397,000	426,900	471,000
64	245,500	339,900	359,200	398,100	428,100	471,300
65	246,700	343,100	360,100	398,800	429,300	471,600
66	247,900	345,000	361,200	399,500	430,600	472,100
67	248,900	346,800	362,100	400,200	431,900	472,500
68	250,100	348,700	363,200	400,900	433,100	472,800
69	251,400	350,200	364,100	402,500	434,300	473,100
70	252,400	351,600	364,800	403,100	435,100	473,600
71	253,600	353,100	365,500	403,600	435,900	474,000
72	254,900	354,600	366,200	404,000	436,700	474,300
73	255,800	356,200	367,600	405,400	438,300	474,600
74	257,100	357,000	368,200	405,700	439,000	475,100
75	258,300	358,200	368,900	406,000	439,700	475,500

76	259,600	359,200	369,600	406,300	440,400	475,800
77	261,000	360,100	370,900	407,600	442,200	476,100
78	262,400	361,200	371,600	407,900	443,000	476,600
79	263,600	362,100	372,300	408,200	443,400	477,000
80	264,800	363,200	373,000	408,500	444,100	477,300
81	266,000	364,100	374,300	409,800	445,600	477,600
82	267,200	364,800	374,900	410,100	446,000	478,100
83	268,500	365,500	375,600	410,400	446,400	478,500
84	269,600	366,200	376,200	410,700	446,800	478,800
85	270,700	366,600	377,500	412,000	447,200	479,100
86	271,800	367,200	378,100	412,300	447,600	479,600
87	273,100	367,900	378,800	412,600	448,000	480,000
88	274,400	368,600	379,400	412,900	448,300	480,300
89	275,400	368,900	380,800	413,100	448,600	480,600
90	276,500	369,600	381,300	413,400	449,000	481,100
91	277,800	370,300	381,900	413,700	449,300	481,500
92	279,100	371,000	382,400	414,000	449,600	481,800
93	280,000	372,300	383,900	414,200	449,900	
94	281,000	372,900	384,500	414,500		
95	281,900	373,600	385,000	414,800		
96	283,000	374,200	385,300	415,000		
97	284,100	375,500	386,700	415,200		
98	285,100	376,100	387,200			
99	286,000	376,800	387,600			

76	259,600	359,200	369,600	406,300	440,400	475,800
77	261,000	360,100	370,900	407,600	442,200	476,100
78	262,400	361,200	371,600	407,900	443,000	476,600
79	263,600	362,100	372,300	408,200	443,400	477,000
80	264,800	363,200	373,000	408,500	444,100	477,300
81	266,000	364,100	374,300	409,800	445,600	477,600
82	267,200	364,800	374,900	410,100	446,000	478,100
83	268,500	365,500	375,600	410,400	446,400	478,500
84	269,600	366,200	376,200	410,700	446,800	478,800
85	270,700	366,600	377,500	412,000	447,200	479,100
86	271,800	367,200	378,100	412,300	447,600	479,600
87	273,100	367,900	378,800	412,600	448,000	480,000
88	274,400	368,600	379,400	412,900	448,300	480,300
89	275,400	368,900	380,800	413,100	448,600	480,600
90	276,500	369,600	381,300	413,400	449,000	481,100
91	277,800	370,300	381,900	413,700	449,300	481,500
92	279,100	371,000	382,400	414,000	449,600	481,800
93	280,000	372,300	383,900	414,200	449,900	
94	281,000	372,900	384,500	414,500		
95	281,900	373,600	385,000	414,800		
96	283,000	374,200	385,300	415,000		
97	284,100	375,500	386,700	415,200		
98	285,100	376,100	387,200			
99	286,000	376,800	387,600			

100	287,000	377,400	388,000			
101	287,500	378,800	388,400			
102	288,400	379,300	388,900			
103	289,100	379,900	389,300			
104	290,000	380,400	389,700			
105	291,000	381,900	390,000			
106	291,800	382,500	390,400			
107	292,600	383,000	390,800			
108	293,400	383,300	391,200			
109	294,200	384,700	391,600			
110	294,700	385,200	392,000			
111	295,100	385,600	392,400			
112	295,600	386,000	392,800			
113			393,200			
114			393,600			
115			394,000			
116			394,400			
定年前		基準給料月額				
再任用		円				
短時間		229,200				
勤務職						
員						

別表第3(第3条関係)

100	287,000	377,400	388,000			
101	287,500	378,800	388,400			
102	288,400	379,300	388,900			
103	289,100	379,900	389,300			
104	290,000	380,400	389,700			
105	291,000	381,900	390,000			
106	291,800	382,500	390,400			
107	292,600	383,000	390,800			
108	293,400	383,300	391,200			
109	294,200	384,700	391,600			
110	294,700	385,200	392,000			
111	295,100	385,600	392,400			
112	295,600	386,000	392,800			
113			393,200			
114			393,600			
115			394,000			
116			394,400			
再任用		229,200	—	—	—	—
職員						

別表第3(第3条関係)

ア 医療職給料表(一)

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
1		355,900	443,400	554,700	734,700	842,600
2		359,100	445,800	556,700	736,600	845,400
3		362,300	448,200	558,700	738,500	847,700
4		365,500	450,600	560,700	740,400	850,000
5		368,700	453,000	563,000	742,600	853,700
6		371,800	455,000	565,100	744,300	856,400
7		374,900	457,000	567,200	746,000	859,100
8		378,000	459,000	569,300	747,700	861,800
9		380,700	460,900	571,400	749,700	864,300
10		383,800	462,500	573,200	752,000	866,900
11		386,900	464,100	575,000	754,300	869,500
12		390,000	465,500	576,800	756,600	872,100
13		392,500	465,900	578,800	759,100	874,800
14		395,500	467,500	581,500	761,100	877,200
15		398,500	469,300	584,200	763,100	879,600
16		401,500	471,100	586,900	765,100	881,800
17		403,900	471,900	589,700	767,200	884,500
18		407,000	473,200	592,200	769,200	887,000
19		410,100	474,800	594,400	771,200	889,500

ア 医療職給料表(一)

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1		355,900	443,400	554,700	734,700	842,600
2		359,100	445,800	556,700	736,600	845,400
3		362,300	448,200	558,700	738,500	847,700
4		365,500	450,600	560,700	740,400	850,000
5		368,700	453,000	563,000	742,600	853,700
6		371,800	455,000	565,100	744,300	856,400
7		374,900	457,000	567,200	746,000	859,100
8		378,000	459,000	569,300	747,700	861,800
9		380,700	460,900	571,400	749,700	864,300
10		383,800	462,500	573,200	752,000	866,900
11		386,900	464,100	575,000	754,300	869,500
12		390,000	465,500	576,800	756,600	872,100
13		392,500	465,900	578,800	759,100	874,800
14		395,500	467,500	581,500	761,100	877,200
15		398,500	469,300	584,200	763,100	879,600
16		401,500	471,100	586,900	765,100	881,800
17		403,900	471,900	589,700	767,200	884,500
18		407,000	473,200	592,200	769,200	887,000
19		410,100	474,800	594,400	771,200	889,500

20	413,200	476,400	596,600	773,200	892,000	20	413,200	476,400	596,600	773,200	892,000
21	415,400	476,800	598,800	775,500	894,600	21	415,400	476,800	598,800	775,500	894,600
22	418,200	478,800	600,800	777,400	896,900	22	418,200	478,800	600,800	777,400	896,900
23	421,000	480,600	603,100	779,300	899,200	23	421,000	480,600	603,100	779,300	899,200
24	423,800	482,500	605,000	781,200	901,500	24	423,800	482,500	605,000	781,200	901,500
25	426,100	484,100	606,700	783,400	904,000	25	426,100	484,100	606,700	783,400	904,000
26	429,100	486,200	609,100	785,400	906,200	26	429,100	486,200	609,100	785,400	906,200
27	432,100	488,200	611,500	787,400	908,400	27	432,100	488,200	611,500	787,400	908,400
28	434,800	490,100	613,900	789,400	910,600	28	434,800	490,100	613,900	789,400	910,600
29	437,100	492,400	616,300	791,200	912,900	29	437,100	492,400	616,300	791,200	912,900
30	438,900	494,300	618,600	793,100	915,000	30	438,900	494,300	618,600	793,100	915,000
31	440,900	496,300	620,800	795,000	917,100	31	440,900	496,300	620,800	795,000	917,100
32	442,900	498,100	623,100	796,900	919,200	32	442,900	498,100	623,100	796,900	919,200
33	444,100	499,600	625,100	798,700	921,400	33	444,100	499,600	625,100	798,700	921,400
34	445,700	501,700	627,400	800,500	923,300	34	445,700	501,700	627,400	800,500	923,300
35	447,600	503,800	629,700	802,300	925,200	35	447,600	503,800	629,700	802,300	925,200
36	449,500	505,900	632,000	804,100	927,100	36	449,500	505,900	632,000	804,100	927,100
37	450,500	507,700	633,000	806,200	929,300	37	450,500	507,700	633,000	806,200	929,300
38	452,400	509,800	635,400	807,900	931,200	38	452,400	509,800	635,400	807,900	931,200
39	454,200	511,800	637,600	809,600	933,100	39	454,200	511,800	637,600	809,600	933,100
40	455,900	513,900	639,900	811,300	935,000	40	455,900	513,900	639,900	811,300	935,000
41	457,100	515,800	642,000	813,300	937,200	41	457,100	515,800	642,000	813,300	937,200
42	458,900	517,700	644,300	814,900	938,900	42	458,900	517,700	644,300	814,900	938,900
43	460,400	519,600	646,600	816,500	940,600	43	460,400	519,600	646,600	816,500	940,600

44	461,900	521,500	648,900	818,100	942,300	44	461,900	521,500	648,900	818,100	942,300
45	463,400	522,700	651,000	820,000	944,200	45	463,400	522,700	651,000	820,000	944,200
46	464,800	524,500	652,900	821,500	945,700	46	464,800	524,500	652,900	821,500	945,700
47	466,200	526,300	654,800	823,100	947,200	47	466,200	526,300	654,800	823,100	947,200
48	467,500	528,100	656,700	824,700	948,700	48	467,500	528,100	656,700	824,700	948,700
49	468,500	529,600	658,500	826,100	950,500	49	468,500	529,600	658,500	826,100	950,500
50	469,900	531,400	660,200	827,400	951,900	50	469,900	531,400	660,200	827,400	951,900
51	471,400	533,200	661,900	828,700	953,300	51	471,400	533,200	661,900	828,700	953,300
52	472,900	535,000	663,600	830,000	954,700	52	472,900	535,000	663,600	830,000	954,700
53	474,400	536,600	665,500	830,800	956,200	53	474,400	536,600	665,500	830,800	956,200
54	475,600	538,300	667,300	832,300	957,700	54	475,600	538,300	667,300	832,300	957,700
55	476,800	540,000	669,100	833,800	959,200	55	476,800	540,000	669,100	833,800	959,200
56	478,000	541,700	670,900	835,300	960,700	56	478,000	541,700	670,900	835,300	960,700
57	479,000	543,100	672,800	836,800	962,500	57	479,000	543,100	672,800	836,800	962,500
58	481,000	544,800	674,400	838,300	964,200	58	481,000	544,800	674,400	838,300	964,200
59	483,000	546,600	676,000	839,700	965,900	59	483,000	546,600	676,000	839,700	965,900
60	485,000	548,400	677,600	841,200	967,600	60	485,000	548,400	677,600	841,200	967,600
61	486,600	550,200	679,500	842,300	969,400	61	486,600	550,200	679,500	842,300	969,400
62	488,400	551,700	681,000	843,700	971,000	62	488,400	551,700	681,000	843,700	971,000
63	490,100	553,200	682,600	844,900	972,600	63	490,100	553,200	682,600	844,900	972,600
64	491,900	554,700	684,200	846,300	974,200	64	491,900	554,700	684,200	846,300	974,200
65	493,000	556,400	686,000	847,700	975,800	65	493,000	556,400	686,000	847,700	975,800
66	494,800	557,700	687,600	849,000	977,300	66	494,800	557,700	687,600	849,000	977,300
67	496,600	559,000	689,200	850,300	978,800	67	496,600	559,000	689,200	850,300	978,800

68	498,400	560,300	690,800	851,500	980,300	68	498,400	560,300	690,800	851,500	980,300
69	500,200	561,700	692,100	852,900	981,800	69	500,200	561,700	692,100	852,900	981,800
70	502,100	562,500	693,700	854,200	983,200	70	502,100	562,500	693,700	854,200	983,200
71	504,000	563,300	695,300	855,500	984,600	71	504,000	563,300	695,300	855,500	984,600
72	505,900	564,100	696,900	856,800	986,000	72	505,900	564,100	696,900	856,800	986,000
73	507,800	565,100	698,500	858,300	987,700	73	507,800	565,100	698,500	858,300	987,700
74	509,200	566,000	699,900	859,600	989,000	74	509,200	566,000	699,900	859,600	989,000
75	510,600	566,900	701,300	860,900	990,300	75	510,600	566,900	701,300	860,900	990,300
76	512,000	567,800	702,700	862,200	991,600	76	512,000	567,800	702,700	862,200	991,600
77	513,600	568,400	704,100	863,300	993,200	77	513,600	568,400	704,100	863,300	993,200
78	515,000	569,300	705,400	864,500	994,500	78	515,000	569,300	705,400	864,500	994,500
79	516,400	570,200	706,800	865,700	995,800	79	516,400	570,200	706,800	865,700	995,800
80	517,800	571,100	708,100	866,900	997,100	80	517,800	571,100	708,100	866,900	997,100
81			709,800	868,300	998,600	81			709,800	868,300	998,600
82			711,100	869,400	999,800	82			711,100	869,400	999,800
83			712,200	870,500	1,001,000	83			712,200	870,500	1,001,000
84			713,500	871,400	1,002,200	84			713,500	871,400	1,002,200
85			714,700	872,700	1,003,600	85			714,700	872,700	1,003,600
86			715,900	873,700	1,004,700	86			715,900	873,700	1,004,700
87			717,200	874,700	1,005,800	87			717,200	874,700	1,005,800
88			718,500	875,700	1,006,900	88			718,500	875,700	1,006,900
89			719,800	876,800	1,008,300	89			719,800	876,800	1,008,300
90			721,000	877,800	1,009,400	90			721,000	877,800	1,009,400
91			722,200	878,800	1,010,500	91			722,200	878,800	1,010,500

92			723,200	879,800	1,011,600
93			724,400	881,100	1,012,900
94			725,500	881,900	1,014,000
95			726,600	882,700	1,015,100
96			727,700	883,500	1,016,200
97			729,000	884,500	1,017,600
98			730,100	885,300	1,018,700
99			731,200	886,100	1,019,800
100			732,300	886,900	1,020,900

備考 この表は、病院、診療所に勤務する医師である職員に適用する。

イ 医療職給料表(二)

職員の区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再		円	円	円	円	円
任用短時	1		188,400	223,600	249,600	281,000
間勤務職	2		190,000	225,200	250,800	282,900
員以外の	3		191,600	226,800	252,000	285,000
職員	4		193,200	228,400	253,400	287,000
	5	151,000	194,700	229,800	254,600	289,100
	6	152,400	196,200	231,400	255,800	291,200
	7	153,800	197,800	232,900	257,000	293,100
	8	155,200	199,300	234,500	258,000	295,100
	9	156,400	200,900	235,600	259,300	297,100

92			723,200	879,800	1,011,600
93			724,400	881,100	1,012,900
94			725,500	881,900	1,014,000
95			726,600	882,700	1,015,100
96			727,700	883,500	1,016,200
97			729,000	884,500	1,017,600
98			730,100	885,300	1,018,700
99			731,200	886,100	1,019,800
100			732,300	886,900	1,020,900

備考 この表は、病院、診療所に勤務する医師である職員に適用する。

イ 医療職給料表(二)

職員の区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職						
員以外の	1		188,400	223,600	249,600	281,000
職員	2		190,000	225,200	250,800	282,900
	3		191,600	226,800	252,000	285,000
	4		193,200	228,400	253,400	287,000
	5	151,000	194,700	229,800	254,600	289,100
	6	152,400	196,200	231,400	255,800	291,200
	7	153,800	197,800	232,900	257,000	293,100
	8	155,200	199,300	234,500	258,000	295,100
	9	156,400	200,900	235,600	259,300	297,100

10	158,200	202,600	237,100	260,100	299,100
11	159,900	204,200	238,500	261,100	301,100
12	161,500	205,900	239,700	262,100	303,100
13	163,100	207,300	241,300	263,400	305,100
14	164,800	208,900	242,700	264,600	307,000
15	166,400	210,500	243,900	266,200	309,100
16	168,200	212,100	245,300	267,600	311,100
17	169,700	213,500	246,100	269,100	313,100
18	171,600	215,100	247,300	270,800	315,100
19	173,600	216,800	248,500	272,500	317,200
20	175,500	218,500	249,600	274,200	319,300
21	177,400	219,800	251,000	276,000	321,100
22	179,200	221,300	251,900	277,700	323,100
23	181,000	222,700	252,900	279,400	324,900
24	182,900	224,200	254,000	281,000	326,900
25	184,700	225,600	255,200	282,800	328,600
26	186,200	227,000	256,400	284,500	330,500
27	187,700	228,300	257,800	286,300	332,500
28	189,200	229,600	259,300	287,900	334,500
29	190,800	230,900	260,700	289,600	335,800
30	192,100	232,300	262,300	291,400	337,600
31	193,600	233,800	263,900	293,200	339,300
32	195,000	235,200	265,400	295,100	341,100
33	196,500	236,200	266,800	296,800	342,800

10	158,200	202,600	237,100	260,100	299,100
11	159,900	204,200	238,500	261,100	301,100
12	161,500	205,900	239,700	262,100	303,100
13	163,100	207,300	241,300	263,400	305,100
14	164,800	208,900	242,700	264,600	307,000
15	166,400	210,500	243,900	266,200	309,100
16	168,200	212,100	245,300	267,600	311,100
17	169,700	213,500	246,100	269,100	313,100
18	171,600	215,100	247,300	270,800	315,100
19	173,600	216,800	248,500	272,500	317,200
20	175,500	218,500	249,600	274,200	319,300
21	177,400	219,800	251,000	276,000	321,100
22	179,200	221,300	251,900	277,700	323,100
23	181,000	222,700	252,900	279,400	324,900
24	182,900	224,200	254,000	281,000	326,900
25	184,700	225,600	255,200	282,800	328,600
26	186,200	227,000	256,400	284,500	330,500
27	187,700	228,300	257,800	286,300	332,500
28	189,200	229,600	259,300	287,900	334,500
29	190,800	230,900	260,700	289,600	335,800
30	192,100	232,300	262,300	291,400	337,600
31	193,600	233,800	263,900	293,200	339,300
32	195,000	235,200	265,400	295,100	341,100
33	196,500	236,200	266,800	296,800	342,800

34	197,700	237,500	268,500	298,500	344,600
35	199,000	238,500	270,100	300,300	346,500
36	200,300	239,700	271,700	302,100	348,300
37	201,700	241,000	273,200	303,400	350,100
38	203,100	242,300	274,700	305,100	351,800
39	204,400	243,400	276,300	306,600	353,400
40	205,800	244,700	277,700	308,200	355,100
41	206,900	246,000	279,200	309,900	356,300
42	208,200	247,000	280,800	311,600	357,400
43	209,500	248,200	282,500	313,200	358,600
44	210,800	249,300	284,200	314,900	359,800
45	211,900	250,400	285,700	315,800	361,000
46	213,100	251,700	287,400	317,200	361,800
47	214,300	253,000	289,100	318,700	363,000
48	215,500	254,200	290,700	320,300	364,100
49	216,700	255,800	291,900	321,700	365,100
50	217,800	257,200	293,500	323,000	366,100
51	218,800	258,400	294,800	324,200	367,100
52	219,900	259,600	296,400	325,500	368,100
53	220,900	260,700	297,700	326,600	368,900
54	221,900	262,000	299,200	327,600	369,700
55	222,800	263,300	300,600	328,700	370,600
56	223,800	264,400	302,100	329,700	371,500
57	224,100	265,200	303,100	330,200	372,000

34	197,700	237,500	268,500	298,500	344,600
35	199,000	238,500	270,100	300,300	346,500
36	200,300	239,700	271,700	302,100	348,300
37	201,700	241,000	273,200	303,400	350,100
38	203,100	242,300	274,700	305,100	351,800
39	204,400	243,400	276,300	306,600	353,400
40	205,800	244,700	277,700	308,200	355,100
41	206,900	246,000	279,200	309,900	356,300
42	208,200	247,000	280,800	311,600	357,400
43	209,500	248,200	282,500	313,200	358,600
44	210,800	249,300	284,200	314,900	359,800
45	211,900	250,400	285,700	315,800	361,000
46	213,100	251,700	287,400	317,200	361,800
47	214,300	253,000	289,100	318,700	363,000
48	215,500	254,200	290,700	320,300	364,100
49	216,700	255,800	291,900	321,700	365,100
50	217,800	257,200	293,500	323,000	366,100
51	218,800	258,400	294,800	324,200	367,100
52	219,900	259,600	296,400	325,500	368,100
53	220,900	260,700	297,700	326,600	368,900
54	221,900	262,000	299,200	327,600	369,700
55	222,800	263,300	300,600	328,700	370,600
56	223,800	264,400	302,100	329,700	371,500
57	224,100	265,200	303,100	330,200	372,000

58	224,900	266,500	304,300	331,100	372,800
59	225,600	267,800	305,500	331,900	373,600
60	226,400	269,100	306,900	332,800	374,400
61	227,100	270,000	308,200	333,600	374,800
62	228,000	271,200	309,400	333,900	375,500
63	228,700	272,500	310,700	334,500	376,200
64	229,400	273,800	311,900	335,200	376,900
65	230,300	274,600	313,300	335,800	377,300
66	231,000	275,700	314,100	336,500	378,300
67	231,900	276,600	314,900	337,200	379,300
68	232,900	277,700	315,700	337,900	380,300
69	233,500	278,700	316,300	338,600	381,400
70	234,200	279,700	317,600	339,600	382,900
71	234,900	280,800	318,900	340,600	384,500
72	235,600	281,900	320,200	341,600	386,200
73	236,300	282,500	321,700	342,800	387,500
74	236,900	283,200	323,000	344,600	388,800
75	237,500	283,700	324,200	346,500	390,100
76	238,000	284,500	325,500	348,300	391,300
77	238,700	285,300	326,600	350,100	392,400
78	239,400	285,900	327,600	351,800	393,600
79	240,100	286,500	328,700	353,400	394,700
80	240,600	287,100	329,700	355,100	395,800
81	241,000	287,800	330,200	356,300	396,600

58	224,900	266,500	304,300	331,100	372,800
59	225,600	267,800	305,500	331,900	373,600
60	226,400	269,100	306,900	332,800	374,400
61	227,100	270,000	308,200	333,600	374,800
62	228,000	271,200	309,400	333,900	375,500
63	228,700	272,500	310,700	334,500	376,200
64	229,400	273,800	311,900	335,200	376,900
65	230,300	274,600	313,300	335,800	377,300
66	231,000	275,700	314,100	336,500	378,300
67	231,900	276,600	314,900	337,200	379,300
68	232,900	277,700	315,700	337,900	380,300
69	233,500	278,700	316,300	338,600	381,400
70	234,200	279,700	317,600	339,600	382,900
71	234,900	280,800	318,900	340,600	384,500
72	235,600	281,900	320,200	341,600	386,200
73	236,300	282,500	321,700	342,800	387,500
74	236,900	283,200	323,000	344,600	388,800
75	237,500	283,700	324,200	346,500	390,100
76	238,000	284,500	325,500	348,300	391,300
77	238,700	285,300	326,600	350,100	392,400
78	239,400	285,900	327,600	351,800	393,600
79	240,100	286,500	328,700	353,400	394,700
80	240,600	287,100	329,700	355,100	395,800
81	241,000	287,800	330,200	356,300	396,600

82	241,600	288,800	331,100	357,400	397,400
83	242,200	289,800	331,900	358,600	398,200
84	242,800	290,800	332,800	359,800	399,000
85	243,100	291,900	333,600	361,000	399,400
86	243,500	293,500	333,900	361,800	400,000
87	243,900	294,800	334,500	363,000	400,500
88	244,200	296,400	335,200	364,100	400,900
89	244,500	297,700	335,800	365,100	401,300
90		299,200	336,500	366,100	401,600
91		300,600	337,200	367,100	401,900
92		302,100	337,900	368,100	402,200
93		303,100	338,600	368,900	402,500
94		304,300	339,100	369,700	402,800
95		305,500	339,700	370,600	403,100
96		306,900	340,300	371,500	403,400
97		308,200	340,600	372,000	403,700
98		309,400	341,200	372,800	404,000
99		310,700	341,700	373,600	404,300
100		311,900	342,300	374,400	404,700
101		313,300	342,800	374,800	404,900
102		314,100	343,300	375,500	405,200
103		314,900	343,800	376,200	405,500
104		315,700	344,200	376,900	405,800
105		316,300	344,500	377,300	406,000

82	241,600	288,800	331,100	357,400	397,400
83	242,200	289,800	331,900	358,600	398,200
84	242,800	290,800	332,800	359,800	399,000
85	243,100	291,900	333,600	361,000	399,400
86	243,500	293,500	333,900	361,800	400,000
87	243,900	294,800	334,500	363,000	400,500
88	244,200	296,400	335,200	364,100	400,900
89	244,500	297,700	335,800	365,100	401,300
90		299,200	336,500	366,100	401,600
91		300,600	337,200	367,100	401,900
92		302,100	337,900	368,100	402,200
93		303,100	338,600	368,900	402,500
94		304,300	339,100	369,700	402,800
95		305,500	339,700	370,600	403,100
96		306,900	340,300	371,500	403,400
97		308,200	340,600	372,000	403,700
98		309,400	341,200	372,800	404,000
99		310,700	341,700	373,600	404,300
100		311,900	342,300	374,400	404,700
101		313,300	342,800	374,800	404,900
102		314,100	343,300	375,500	405,200
103		314,900	343,800	376,200	405,500
104		315,700	344,200	376,900	405,800
105		316,300	344,500	377,300	406,000

106	317,000	344,800	377,900
107	317,700	345,200	378,600
108	318,300	345,500	379,200
109	319,000	346,000	379,600
110	319,200	346,300	380,100
111	319,800	346,600	380,600
112	320,400	346,900	381,100
113	321,000	347,300	381,700
114	321,500	347,600	382,200
115	322,000	348,000	382,800
116	322,500	348,300	383,400
117	323,100	348,700	383,900
118	323,600	349,000	384,400
119	324,000	349,300	384,900
120	324,500	349,600	385,400
121	325,000	349,900	385,700
122	325,400	350,300	386,200
123	325,600	350,700	386,600
124	326,000	351,100	387,000
125	326,400	351,600	387,400
126	326,800	352,000	
127	327,200	352,400	
128	327,600	352,800	
129	327,900	353,300	

106	317,000	344,800	377,900
107	317,700	345,200	378,600
108	318,300	345,500	379,200
109	319,000	346,000	379,600
110	319,200	346,300	380,100
111	319,800	346,600	380,600
112	320,400	346,900	381,100
113	321,000	347,300	381,700
114	321,500	347,600	382,200
115	322,000	348,000	382,800
116	322,500	348,300	383,400
117	323,100	348,700	383,900
118	323,600	349,000	384,400
119	324,000	349,300	384,900
120	324,500	349,600	385,400
121	325,000	349,900	385,700
122	325,400	350,300	386,200
123	325,600	350,700	386,600
124	326,000	351,100	387,000
125	326,400	351,600	387,400
126	326,800	352,000	
127	327,200	352,400	
128	327,600	352,800	
129	327,900	353,300	

130		328,100			130	328,100		
131		328,500			131	328,500		
132		328,800			132	328,800		
133		329,000			133	329,000		
134		329,300			134	329,300		
135		329,600			135	329,600		
136		329,900			136	329,900		
137		330,100			137	330,100		
138		330,400			138	330,400		
139		330,800			139	330,800		
140		331,000			140	331,000		
141		331,200			141	331,200		
142		331,400			142	331,400		
143		331,800			143	331,800		
144		332,000			144	332,000		
145		332,200			145	332,200		
146		332,600			146	332,600		
147		333,000			147	333,000		
148		333,400			148	333,400		
149		333,600			149	333,600		
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額 円 222,700			再任用職 員	222,700	—	—

備考 この表は、病院、診療所、その他規則で定めるものに勤務する
薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、介護福祉士、そ
の他の業務に従事する職員に適用する。

ウ 医療職給料表(三)

職員の区 分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	159,600	192,400	240,200	262,700	287,100
	2	161,000	194,500	242,000	263,700	288,800
	3	162,400	196,600	243,800	264,600	290,400
	4	163,800	198,600	245,600	265,700	292,200
	5	165,300	200,700	247,000	266,200	293,900
	6	166,700	203,000	248,300	267,200	295,700
	7	168,200	205,300	249,400	268,000	297,400
	8	169,600	207,500	250,700	268,900	299,100
	9	171,000	209,800	251,700	270,000	301,000
	10	172,500	211,200	252,700	270,700	302,700
	11	174,000	212,600	253,600	271,800	304,400
	12	175,500	213,800	254,500	273,000	306,100
	13	176,700	215,200	255,700	274,300	307,600
	14	178,400	216,600	256,800	275,400	309,200
	15	180,000	218,100	257,600	276,600	311,000
	16	181,500	219,300	258,600	278,000	312,800

備考 この表は、病院、診療所、その他規則で定めるものに勤務する
薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、介護福祉士、そ
の他の業務に従事する職員に適用する。

ウ 医療職給料表(三)

職員の区 分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		再任用職 員以外の 職員				
	1	159,600	192,400	240,200	262,700	287,100
	2	161,000	194,500	242,000	263,700	288,800
	3	162,400	196,600	243,800	264,600	290,400
	4	163,800	198,600	245,600	265,700	292,200
	5	165,300	200,700	247,000	266,200	293,900
	6	166,700	203,000	248,300	267,200	295,700
	7	168,200	205,300	249,400	268,000	297,400
	8	169,600	207,500	250,700	268,900	299,100
	9	171,000	209,800	251,700	270,000	301,000
	10	172,500	211,200	252,700	270,700	302,700
	11	174,000	212,600	253,600	271,800	304,400
	12	175,500	213,800	254,500	273,000	306,100
	13	176,700	215,200	255,700	274,300	307,600
	14	178,400	216,600	256,800	275,400	309,200
	15	180,000	218,100	257,600	276,600	311,000
	16	181,500	219,300	258,600	278,000	312,800

17	182,900	220,700	259,100	279,300	314,500
18	184,900	222,200	260,000	280,600	316,100
19	186,900	223,700	261,000	281,600	317,800
20	188,900	225,200	261,800	282,800	319,500
21	191,000	226,300	262,700	284,400	320,900
22	193,100	228,000	263,600	286,000	322,400
23	195,200	229,700	264,500	287,300	323,900
24	197,300	231,400	265,500	288,600	325,400
25	199,300	232,700	266,700	289,900	326,800
26	201,500	234,400	267,600	291,500	328,200
27	203,700	236,100	268,800	293,200	329,700
28	205,900	237,800	270,000	294,700	331,300
29	207,800	239,400	271,200	296,000	332,400
30	209,100	240,800	272,600	297,600	333,900
31	210,300	242,100	274,100	299,200	335,300
32	211,600	243,200	275,400	300,900	336,800
33	212,800	244,400	277,000	302,300	338,400
34	213,900	245,500	278,400	303,800	339,900
35	215,200	246,400	279,600	305,400	341,500
36	216,400	247,500	280,800	307,000	343,000
37	217,700	248,400	282,400	308,300	344,700
38	219,000	249,500	283,600	309,700	346,300
39	220,300	250,400	285,000	311,100	347,800
40	221,600	251,500	286,200	312,700	349,400

17	182,900	220,700	259,100	279,300	314,500
18	184,900	222,200	260,000	280,600	316,100
19	186,900	223,700	261,000	281,600	317,800
20	188,900	225,200	261,800	282,800	319,500
21	191,000	226,300	262,700	284,400	320,900
22	193,100	228,000	263,600	286,000	322,400
23	195,200	229,700	264,500	287,300	323,900
24	197,300	231,400	265,500	288,600	325,400
25	199,300	232,700	266,700	289,900	326,800
26	201,500	234,400	267,600	291,500	328,200
27	203,700	236,100	268,800	293,200	329,700
28	205,900	237,800	270,000	294,700	331,300
29	207,800	239,400	271,200	296,000	332,400
30	209,100	240,800	272,600	297,600	333,900
31	210,300	242,100	274,100	299,200	335,300
32	211,600	243,200	275,400	300,900	336,800
33	212,800	244,400	277,000	302,300	338,400
34	213,900	245,500	278,400	303,800	339,900
35	215,200	246,400	279,600	305,400	341,500
36	216,400	247,500	280,800	307,000	343,000
37	217,700	248,400	282,400	308,300	344,700
38	219,000	249,500	283,600	309,700	346,300
39	220,300	250,400	285,000	311,100	347,800
40	221,600	251,500	286,200	312,700	349,400

41	222,700	251,900	287,500	314,200	350,600	41	222,700	251,900	287,500	314,200	350,600
42	224,100	252,800	289,000	315,600	352,100	42	224,100	252,800	289,000	315,600	352,100
43	225,400	253,700	290,500	317,000	353,600	43	225,400	253,700	290,500	317,000	353,600
44	226,800	254,400	292,100	318,500	355,000	44	226,800	254,400	292,100	318,500	355,000
45	227,700	255,200	293,400	319,300	356,600	45	227,700	255,200	293,400	319,300	356,600
46	229,100	256,100	294,800	320,700	357,600	46	229,100	256,100	294,800	320,700	357,600
47	230,500	257,000	296,300	322,100	359,100	47	230,500	257,000	296,300	322,100	359,100
48	231,900	258,000	297,800	323,600	360,400	48	231,900	258,000	297,800	323,600	360,400
49	233,100	259,000	298,900	324,700	361,800	49	233,100	259,000	298,900	324,700	361,800
50	234,500	260,000	300,200	326,100	363,200	50	234,500	260,000	300,200	326,100	363,200
51	235,800	261,200	301,400	327,400	364,500	51	235,800	261,200	301,400	327,400	364,500
52	237,100	262,400	302,800	328,700	365,900	52	237,100	262,400	302,800	328,700	365,900
53	238,100	263,500	304,200	330,100	367,400	53	238,100	263,500	304,200	330,100	367,400
54	239,200	264,900	305,500	331,500	368,600	54	239,200	264,900	305,500	331,500	368,600
55	240,200	266,200	306,900	332,900	369,700	55	240,200	266,200	306,900	332,900	369,700
56	241,300	267,500	308,300	334,200	370,900	56	241,300	267,500	308,300	334,200	370,900
57	242,200	269,000	309,100	335,100	372,000	57	242,200	269,000	309,100	335,100	372,000
58	243,300	270,500	310,300	336,400	373,500	58	243,300	270,500	310,300	336,400	373,500
59	244,200	271,900	311,500	337,600	375,000	59	244,200	271,900	311,500	337,600	375,000
60	245,200	273,300	312,900	338,900	376,500	60	245,200	273,300	312,900	338,900	376,500
61	245,900	274,700	314,000	340,000	378,300	61	245,900	274,700	314,000	340,000	378,300
62	246,900	276,000	315,300	340,900	379,900	62	246,900	276,000	315,300	340,900	379,900
63	247,600	277,400	316,600	342,100	381,800	63	247,600	277,400	316,600	342,100	381,800
64	248,400	278,500	317,800	343,400	383,700	64	248,400	278,500	317,800	343,400	383,700

65	249,200	279,900	319,100	344,500	385,500
66	250,200	281,400	320,400	345,700	387,200
67	251,000	282,900	321,700	346,900	389,100
68	252,000	284,400	323,000	348,000	390,900
69	252,900	285,500	323,700	349,000	392,600
70	253,700	287,000	324,800	350,900	394,300
71	254,800	288,500	325,900	352,800	396,100
72	255,700	289,900	326,800	354,700	397,800
73	256,500	290,900	328,100	356,600	399,400
74	257,500	292,300	328,800	357,600	401,100
75	258,400	293,500	329,900	359,100	402,900
76	259,400	294,800	331,100	360,400	404,700
77	260,800	296,200	332,200	361,800	406,200
78	262,100	297,500	333,400	363,200	407,700
79	263,200	298,700	334,500	364,500	409,200
80	264,300	300,000	335,700	365,900	410,500
81	265,300	300,500	336,800	367,400	411,600
82	266,300	301,700	337,900	368,600	412,700
83	267,500	302,800	338,900	369,700	413,800
84	268,500	304,000	340,000	370,900	415,000
85	269,400	305,100	340,900	372,000	416,300
86	270,400	306,300	341,900	372,900	417,400
87	271,500	307,500	342,800	373,900	418,600
88	272,600	308,600	343,800	374,900	419,700

65	249,200	279,900	319,100	344,500	385,500
66	250,200	281,400	320,400	345,700	387,200
67	251,000	282,900	321,700	346,900	389,100
68	252,000	284,400	323,000	348,000	390,900
69	252,900	285,500	323,700	349,000	392,600
70	253,700	287,000	324,800	350,900	394,300
71	254,800	288,500	325,900	352,800	396,100
72	255,700	289,900	326,800	354,700	397,800
73	256,500	290,900	328,100	356,600	399,400
74	257,500	292,300	328,800	357,600	401,100
75	258,400	293,500	329,900	359,100	402,900
76	259,400	294,800	331,100	360,400	404,700
77	260,800	296,200	332,200	361,800	406,200
78	262,100	297,500	333,400	363,200	407,700
79	263,200	298,700	334,500	364,500	409,200
80	264,300	300,000	335,700	365,900	410,500
81	265,300	300,500	336,800	367,400	411,600
82	266,300	301,700	337,900	368,600	412,700
83	267,500	302,800	338,900	369,700	413,800
84	268,500	304,000	340,000	370,900	415,000
85	269,400	305,100	340,900	372,000	416,300
86	270,400	306,300	341,900	372,900	417,400
87	271,500	307,500	342,800	373,900	418,600
88	272,600	308,600	343,800	374,900	419,700

89	273,400	309,900	344,800	375,500	420,900
90	274,300	311,100	345,800	376,300	421,900
91	275,400	312,300	346,800	377,100	423,000
92	276,500	313,500	347,800	377,900	424,100
93	277,300	314,300	349,000	378,600	425,200
94	278,200	315,000	350,000	379,300	425,700
95	279,000	315,700	351,100	380,100	426,300
96	280,000	316,300	352,200	380,800	426,700
97	280,900	317,000	353,000	381,400	427,300
98	281,900	317,300	354,100	382,000	427,800
99	282,800	317,900	355,200	382,700	428,200
100	283,800	318,600	356,300	383,300	428,700
101	284,400	319,000	357,000	384,000	429,300
102	285,200	319,600	357,800	384,500	429,700
103	285,800	320,200	358,600	385,100	430,000
104	286,700	320,800	359,300	385,600	430,300
105	287,500	321,200	359,900	386,000	430,700
106	288,300	321,700	360,400	386,600	
107	289,100	322,200	361,000	387,100	
108	289,900	322,700	361,500	387,400	
109	290,600	323,100	362,100	387,700	
110	291,100	323,500	362,600	388,200	
111	291,600	323,800	363,200	388,600	
112	292,100	324,100	363,700	388,900	

89	273,400	309,900	344,800	375,500	420,900
90	274,300	311,100	345,800	376,300	421,900
91	275,400	312,300	346,800	377,100	423,000
92	276,500	313,500	347,800	377,900	424,100
93	277,300	314,300	349,000	378,600	425,200
94	278,200	315,000	350,000	379,300	425,700
95	279,000	315,700	351,100	380,100	426,300
96	280,000	316,300	352,200	380,800	426,700
97	280,900	317,000	353,000	381,400	427,300
98	281,900	317,300	354,100	382,000	427,800
99	282,800	317,900	355,200	382,700	428,200
100	283,800	318,600	356,300	383,300	428,700
101	284,400	319,000	357,000	384,000	429,300
102	285,200	319,600	357,800	384,500	429,700
103	285,800	320,200	358,600	385,100	430,000
104	286,700	320,800	359,300	385,600	430,300
105	287,500	321,200	359,900	386,000	430,700
106	288,300	321,700	360,400	386,600	
107	289,100	322,200	361,000	387,100	
108	289,900	322,700	361,500	387,400	
109	290,600	323,100	362,100	387,700	
110	291,100	323,500	362,600	388,200	
111	291,600	323,800	363,200	388,600	
112	292,100	324,100	363,700	388,900	

113	292,300	324,500	364,100	389,200
114	292,600	324,900	364,500	389,700
115	292,800	325,300	365,100	390,200
116	293,200	325,600	365,600	390,600
117	293,500	325,800	365,900	390,900
118	293,700	326,300	366,400	391,300
119	294,100	326,800	366,800	391,800
120	294,400	327,300	367,100	392,200
121	294,700	328,100	367,700	392,600
122	295,000	328,800	368,200	
123	295,300	329,900	368,700	
124	295,700	331,100	369,200	
125	296,000	332,200	369,800	
126	296,400	333,400	370,300	
127	296,700	334,500	370,800	
128	297,100	335,700	371,200	
129	297,300	336,800	371,800	
130	297,500	337,900	372,300	
131	297,800	338,900	372,800	
132	298,200	340,000	373,300	
133	298,400	340,900	373,900	
134	298,700	341,900	374,300	
135	299,100	342,800	374,800	
136	299,500	343,800	375,300	

113	292,300	324,500	364,100	389,200
114	292,600	324,900	364,500	389,700
115	292,800	325,300	365,100	390,200
116	293,200	325,600	365,600	390,600
117	293,500	325,800	365,900	390,900
118	293,700	326,300	366,400	391,300
119	294,100	326,800	366,800	391,800
120	294,400	327,300	367,100	392,200
121	294,700	328,100	367,700	392,600
122	295,000	328,800	368,200	
123	295,300	329,900	368,700	
124	295,700	331,100	369,200	
125	296,000	332,200	369,800	
126	296,400	333,400	370,300	
127	296,700	334,500	370,800	
128	297,100	335,700	371,200	
129	297,300	336,800	371,800	
130	297,500	337,900	372,300	
131	297,800	338,900	372,800	
132	298,200	340,000	373,300	
133	298,400	340,900	373,900	
134	298,700	341,900	374,300	
135	299,100	342,800	374,800	
136	299,500	343,800	375,300	

137	299,700	344,800	375,900
138	300,000	345,600	
139	300,400	346,400	
140	300,700	347,200	
141	300,900	347,800	
142	301,200	348,400	
143	301,600	349,100	
144	301,900	349,700	
145	302,100	350,100	
146	302,500	350,500	
147	302,900	351,000	
148	303,200	351,400	
149	303,400	351,900	
150	303,600	352,300	
151	303,900	352,800	
152	304,300	353,200	
153	304,500	353,500	
154	304,700	354,000	
155	305,000	354,400	
156	305,300	354,700	
157	305,700	355,200	
158	305,900	355,700	
159	306,100	356,200	
160	306,400	356,700	

137	299,700	344,800	375,900
138	300,000	345,600	
139	300,400	346,400	
140	300,700	347,200	
141	300,900	347,800	
142	301,200	348,400	
143	301,600	349,100	
144	301,900	349,700	
145	302,100	350,100	
146	302,500	350,500	
147	302,900	351,000	
148	303,200	351,400	
149	303,400	351,900	
150	303,600	352,300	
151	303,900	352,800	
152	304,300	353,200	
153	304,500	353,500	
154	304,700	354,000	
155	305,000	354,400	
156	305,300	354,700	
157	305,700	355,200	
158	305,900	355,700	
159	306,100	356,200	
160	306,400	356,700	

161	306,700	357,200		
162	307,000	357,700		
163	307,300	358,200		
164	307,600	358,600		
165	308,000	359,000		
166	308,300	359,400		
167	308,600	359,900		
168	308,900	360,400		
169	309,300	360,800		
170	309,600	361,300		
171	309,900	361,800		
172	310,200	362,300		
173	310,600	362,600		
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料月額			
	円 261,200			

備考 この表は、病院、診療所、その他規則で定めるものに勤務する保健師、看護師、准看護師の業務に従事する職員に適用する。

161	306,700	357,200		
162	307,000	357,700		
163	307,300	358,200		
164	307,600	358,600		
165	308,000	359,000		
166	308,300	359,400		
167	308,600	359,900		
168	308,900	360,400		
169	309,300	360,800		
170	309,600	361,300		
171	309,900	361,800		
172	310,200	362,300		
173	310,600	362,600		
再任用職 員		261,200	—	—

備考 この表は、病院、診療所、その他規則で定めるものに勤務する保健師、看護師、准看護師の業務に従事する職員に適用する。

高梁市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

高梁市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

高梁市条例第 号

(令和 4 年 月 日制定)

高梁市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 高梁市職員の育児休業等に関する条例（平成 16 年高梁市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては」を「当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、当該子が」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第 3 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第 2 条第 3 号中ウを削る。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 高梁市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年高梁市条例第3号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき」を「養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「（当該非常勤職員が」の次に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の次に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

- ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

- エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するとき」を「非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「引き続き採用される日」を「当該採用の日」に改め、同号を

同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第2条 高梁市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 高梁市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 高梁市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第17条第2号中「の非常勤職員」の次に「(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)を除く。)」を加える。

第18条中「(非常勤職員)の次に「(短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

附 則 (令和4年高梁市条例第 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正及び職員の定年を引上げることに伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 高梁市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年高梁市条例第3号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</u></p> <p><u>(4) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては、当該子が2歳に達する日</u>までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日</u>までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</p>

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。))において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下、この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) 略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号

用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) 略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

- イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合
- ロ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
- エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非

- イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

- ロ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達する日までの子を非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2)・(3) 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達する日までの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1)・(2) 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) 略

(5)・(6) 略

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) 略

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既に該当したものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(6)・(7) 略

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) 略

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(7) 略

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) 略

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(7) 略

(参考)

高梁市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 高梁市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 高梁市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)・(4) 略</u></p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 略</u></p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p>

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)を除く。)

(部分休業の承認)

第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ)の承認は、高梁市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年高梁市条例第30号)第2条及び第2条の2に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 略

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員

(部分休業の承認)

第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ)の承認は、高梁市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年高梁市条例第30号)第2条及び第2条の2に規定する正規の勤務時間(非常勤職員にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 略

高梁市営定住促進住宅条例

高梁市営定住促進住宅条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

高梁市条例第 号

(令和 4 年 月 日制定)

高梁市営定住促進住宅条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、若者世代及び子育て世代の高梁市外からの移住者による人口増加及び地域定住の促進を図ることを目的とし、本市が独自に整備する定住促進住宅（以下「定住住宅」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住住宅 将来にわたって高梁市に定住する意思のある者が居住するため、市が入居者の希望を取り入れながら設計し設置する建物、これに附帯する設備及び土地をいう。
- (2) 収入 公営住宅法施行令（昭和 2 6 年政令第 2 4 0 号）第 1 条第 3 号に規定する収入をいう。

(設置)

第 3 条 市長は、第 1 条の目的を達成するため、定住住宅を設置する。

2 定住住宅の名称、位置等は、別表のとおりとする。

(入居者の募集)

第 4 条 市長は、定住住宅の入居者を公募するものとする。

2 前項の公募に当たっては、市長は、次に掲げる方法のうち 2 以上の方法によって行うものとする。

- (1) 市の広報紙への掲載
- (2) 新聞への掲載
- (3) テレビジョン放送

(4) 市のホームページへの掲載

(5) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示

3 第1項の公募にあつては、市長は、定住住宅の位置、家賃、入居者資格、申込方法、選定方法の概要、入居者の希望を取り入れた設計の方法その他必要な事項を公示するものとする。

(入居者の資格)

第5条 定住住宅に入居することができる者は、入居申込み時において、次の要件を具備する者でなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 自ら居住するための住宅を必要とする者のうち、高梁市外に5年以上住所を有し、高梁市へ移住する者で、入居後速やかに居住者全員の住民基本台帳に記載されている住所を定住住宅の位置に移すことを確約する者

(2) 定住住宅に25年以上居住する意思のある者

(3) いずれもが39歳以下の夫婦であること又は同居の親族に15歳以下の者がいること。

(4) 市長が別に定める基準の収入のある者

(5) その者又は同居の親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(6) 市町村税を滞納していない者

(入居の申込み及び決定)

第6条 前条に規定する入居者の資格を有する者で定住住宅に入居しようとする者は、市長が別に定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により入居の申込みがあつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、定住住宅の入居者を決定し、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に通知するものとする。

(入居決定者の選定)

第7条 市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき定住住宅の戸数を超える場合においては、抽選その他公正な方法により入居決定者を選定するものとする。

(入居補欠者)

第8条 市長は、前条の規定により入居決定者を選定する場合において、入居決定者のほかに、補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 市長は、入居決定者が定住住宅の入居を辞退したときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い、入居者を決定しなければならない。

(入居の手続)

第9条 入居決定者は、その決定の通知があった日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 次条第1項に規定する連帯保証人が連署する契約書及び誓約書を提出すること。

(2) 第11条の規定により敷金を納付すること。

2 入居決定者がやむを得ない事情により前項に定める期間内に手続をすることができないときは、前項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項に掲げる手続をしなければならない。

3 市長は、入居決定者が第1項又は前項に規定する期間内に第1項各号に掲げる手続をしないときは、入居の決定を取り消すことができる。

4 市長は、定住住宅が完成したときは、当該入居決定者に対して速やかに定住住宅の入居可能日を通知しなければならない。

5 入居決定者は、入居可能日から10日以内に定住住宅に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を得たときは、この限りでない。

(連帯保証人)

第10条 入居決定者は、入居決定者と同程度の収入を有する者で市長が適当と認める連帯保証人を立てなければならない。

2 連帯保証人が保証する極度額は、入居決定者の入居時における3月分の家賃に相当する額とする。

3 入居者は、連帯保証人に次の各号のいずれかに定める事実が発生したときは、遅滞なく、新たに連帯保証人を定め、市長の承認を得なければならない。

(1) 死亡したとき。

(2) 住所又は居所が不明となったとき。

(3) 失業その他保証能力を減少させ、又は喪失させる事由が生じたとき。

4 入居者は、連帯保証人を変更しようとするときは、市長の承認を得なければならない。

(敷金の徴収等)

第11条 市長は、入居決定者から3月分の家賃に相当する金額の敷金を徴収する。

2 入居者が定住住宅への入居により生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市長に対し、敷金をもって定住住宅への入居により生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁

済に充てることを請求することができない。

3 市長は、第1項の規定により徴収した敷金は、入居者が当該定住住宅を退去するときこれを還付する。ただし、定住住宅への入居により生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行、損害賠償金等があるときは、敷金のうちからこれを控除する。

4 敷金には利息を付さない。

(家賃)

第12条 定住住宅の家賃は、別表のとおりとする。

(家賃の納付)

第13条 市長は、定住住宅に入居した日から入居者が定住住宅を明け渡した日(第23条による明渡しの請求があったときは、当該明渡し請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。

2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日)までに、その月分を納付しなければならない。

3 入居者が新たに定住住宅に入居した場合又は明け渡した場合においてその月の入居期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。

4 入居者が第22条に規定する手続を経ないで定住住宅を立ち退いた時は、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を請求する。

(同居の承認)

第14条 定住住宅の入居者は、当該定住住宅への入居の際に同居した親族以外の親族を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定により同居させようとする者が次のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしてはならない。

(1) 暴力団員である者

(2) 市町村税を滞納している者

(入居の承継)

第15条 定住住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該定住住宅に居住を希望するときは、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定により引き続き居住を希望する者が次のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしてはならない。

(1) 暴力団員である者

(2) 市町村税を滞納している者

(修繕の義務)

第16条 定住住宅の修繕に要する費用は、入居者が負担するものとして市長が別に定めるものを除き市の負担とする。ただし、入居者の責めに帰すべき事由によって修繕の必要が生じたときは、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第17条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- (3) 給水施設、汚水処理施設及び共同施設の維持管理に要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める費用

(入居者の保管義務等)

第18条 入居者は、定住住宅の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者の責めに帰すべき事由により、定住住宅が滅失し、又は毀損したときは、入居者が原状に回復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(迷惑行為の禁止)

第19条 入居者は、定住住宅周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(定住住宅を使用しないときの届出)

第20条 入居者は、定住住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより、届出をしなければならない。

(禁止事項)

第21条 定住住宅の入居者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可なく模様替えし、又は増改築すること。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。
- (2) 定住住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡すること。
- (3) 宅地の現況及び区画を変更すること。

2 市長は、前項第1号ただし書の承認を行うに当たっては、入居者が当該定住住宅を明け渡すときに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

(検査及び原状回復)

第22条 入居者は、定住住宅を退去するときは、その5日前までに市長に届け出て、市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、定住住宅を退去する場合は、当該定住住宅を原状に回復しなければならない。

(明渡し請求)

第23条 市長は、入居者が次のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、定住住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 定住住宅を故意又は重大な過失により損傷したとき。
- (4) 正当な理由によらないで引き続き15日以上住宅を使用しないとき。
- (5) 第14条、第15条又は第18条から第21条までの規定に違反したとき。
- (6) 暴力団員であることが判明したとき。

2 前項の規定により定住住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに定住住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第1項の規定により、定住住宅の明渡しの請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該定住住宅の明渡しを行う日までの期間について、家賃の額の2倍に相当する額以下の損害金を徴収する。

(立入検査)

第24条 市長は、定住住宅の管理上必要があると認めるときは、市長の指定した者に定住住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している定住住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該定住住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、それを提示しなければならない。

(罰則)

第25条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃又は敷金の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

(用途廃止等)

第26条 定住住宅の用途廃止等を行う場合に必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定に基づく定住住宅の入居に関して必要な手続その他の準備行為は、施行の日前においても行うことができる。

別表(第3条、第12条関係)

名称	位置	戸数	1戸当たり 家賃月額
下原定住住宅	高梁市成羽町下原 437番地1	1戸	60,000円

提 案 理 由

高梁市営定住促進住宅を設置するため。

高梁市国民健康保険診療所条例等の一部を改正する条例

高梁市国民健康保険診療所条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

高梁市条例第 号

(令和 4 年 月 日制定)

高梁市国民健康保険診療所条例等の一部を改正する条例

(高梁市国民健康保険診療所条例の一部改正)

第 1 条 高梁市国民健康保険診療所条例（平成 1 6 年高梁市条例第 1 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表高梁市川上診療所及び高梁市川上歯科診療所の項を削る。

第 5 条中「のうち、高梁市川上診療所及び高梁市川上歯科診療所」を削り、「行わせる」を「行わせることができる」に改める。

第 7 条中「高梁市川上診療所及び高梁市川上歯科診療所」を「診療所」に、「2 0 年の間」を「5 年以内」に改める。

(高梁市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 高梁市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例（平成 1 6 年高梁市条例第 2 7 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

高梁市国民健康保険成羽病院附属吹屋診療所	高梁市成羽町吹屋 8 3 8 番地 2
高梁市国民健康保険成羽病院附属備中診療所	高梁市備中町長屋 6 番地 1

」を

「

高梁市国民健康保険成羽病院附属吹屋診療所	高梁市成羽町吹屋 8 3 8 番地 2
高梁市国民健康保険成羽病院附属川上診療所	高梁市川上町地頭 2 3 4 0 番地
高梁市国民健康保険成羽病院附属川上歯科診療所	高梁市川上町地頭 2 3 4 0 番地
高梁市国民健康保険成羽病院附属備中診療所	高梁市備中町長屋 6 番地 1

」に改

め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、高梁市国民健康保険成羽病院附属介護老人保健施設の名称及び位置については、別に条例で定める。

第 6 条から第 9 条までを 4 条ずつ繰り下げる。

第 5 条中「(昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 4 3 条の 2 第 4 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」に改め、同条を第 9 条とする。

第 4 条を第 8 条とする。

第 3 条第 2 項に次の 3 号を加え、同条を第 7 条とする。

- (11) 精神科
- (12) 歯科
- (13) 歯科口腔外科

第 2 条の次に次の 4 条を加える。

(指定管理者による管理)

第 3 条 附属診療所及び附属歯科診療所（以下「附属診療所等」という。）の管理は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 診療及び検診に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定める業務
(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が附属診療所等の管理を行う期間は、5年以内とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の手續等)

第6条 附属診療所等の指定管理者の指定の手續等については、高梁市公の施設の指定管理者の指定手續等に関する条例（平成16年高梁市条例第13号）の定めるところによる。

(高梁市病院・診療所使用料及び手数料条例の一部改正)

第3条 高梁市病院・診療所使用料及び手数料条例（平成16年高梁市条例第277号）の一部を次のように改正する。

題名中「診療所」を「診療所等」に改める。

第1条中「及び高梁市へき地診療所条例（平成16年高梁市条例第149号）」を「、高梁市へき地診療所等条例（平成16年高梁市条例第149号）及び高梁市国民健康保険成羽病院附属介護老人保健施設ひだまり苑条例（令和4年高梁市条例第 号）」に、「及び訪問看護ステーション」を「、訪問看護ステーション及び介護老人保健施設」に改める。

第3条に見出しとして「(使用料及び手数料の額)」を付し、同条第2項中「別表指定居宅サービス介護給付費単位数表」の次に「、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表」を加え、同条第7項中「文書料」を「文書料等」に改め、同条第9項中「介護療養型医療施設及び」を「介護老人保健施設、」に、「厚生労働大臣が定める基準費用額（負担限度額の適用がある者は、その額）」を「別表第4に定める額」に改め、同条中第12項を削り、第13項を第12項とする。

別表第2に次のように加える。

死後処置料	外来利用1体 につき	11,000
	入院利用1体 につき	5,500
	訪問看護利用 1体につき	13,240

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第3条関係）

種別	負担額
居住費 滞在費	厚生労働大臣が定める基準費用額（負担限度額の適用がある者はその額）
食事	1日1,570円（負担限度額の適用がある者はその額）
特別の食事	1食につき、実費

（高梁市川上医療センター条例の一部改正）

第4条 高梁市川上医療センター条例（平成16年高梁市条例第155号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地域包括医療」を「地域包括ケア」に改め、同条第2項中「高梁市川上診療所、高梁市川上歯科診療所及び高梁市介護老人保健施設ひだまり苑」を「高梁市国民健康保険成羽病院附属川上診療所、高梁市国民健康保険成羽病院附属川上歯科診療所及び高梁市国民健康保険成羽病院附属介護老人保健施設ひだまり苑」に改める。

（高梁市川上医療センター管理運営基金条例の一部改正）

第5条 高梁市川上医療センター管理運営基金条例（平成16年高梁市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条中「歳入歳出予算」を「高梁市国民健康保険成羽病院事業会計の予算」に改める。

第4条中「歳入歳出予算」を「予算」に改める。

第5条第1号中「高梁市川上診療所及び高梁市川上歯科診療所」を「高梁市国民健康保険成羽病院附属川上診療所及び高梁市国民健康保険成羽病院附属川上歯科診療所」に改め、同条第2号中「高梁市介護老人保健施設ひだまり苑」を「高梁市国民健康保険成羽病院附属介護老人保健施設ひだまり苑」に改める。

(高梁市認知症対応型共同生活介護施設条例の一部改正)

第6条 高梁市認知症対応型共同生活介護施設条例（平成16年高梁市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第5条第3号を次のように改める。

(3) 利用料又は使用料（以下「利用料等」という。）及び費用の徴収

第8条を第9条とする。

第7条の見出し、同条第1項及び第2項中「利用料」を「利用料等」に改め、同条第3項中「第2項の利用料」を「利用料等及び費用」に改め、同条を第8条とする。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の管理の期間)

第6条 指定管理者がグループホームの管理を行う期間は、5年以内とする。ただし、再指定を妨げない。

別表中「利用料金」を削る。

附 則（令和4年高梁市条例第 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(高梁市国民健康保険診療所条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の高梁市国民健康保険診療所条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の高梁市国民健康保険診療所条例の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。
(高梁市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の高梁市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の高梁市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。
(高梁市病院・診療所使用料及び手数料条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この条例による改正後の高梁市病院・診療所等使用料及び手数料条例別表2の規定は、施行日以後に受理した申請に係る手数料について適用し、同日前に受理した申請に係る手数料については、なお従前の例による。
(高梁市川上医療センター管理運営基金条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の高梁市川上医療センター管理運営基金条例の規定により積み立てられている基金は、この条例による改正後の高梁市川上医療センター管理運営基金条例により積み立てられた基金とみなす。
(高梁市認知症対応型共同生活介護施設条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の高梁市認知症対応型共同生活介護施設条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の高梁市認知症対応型共同生活介護施設条例の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

提 案 理 由

高梁市川上医療センター及びグループホームやすらぎ荘の指定管理施設に係る運営方法等の変更に伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市国民健康保険診療所条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行																
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="237 432 1055 576"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>高梁市宇治診療所</td><td>高梁市宇治町宇治1690番地</td></tr><tr><td>高梁市中井診療所</td><td>高梁市中井町西方3167番地1</td></tr></tbody></table> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第5条 第2条に規定する診療所の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第7条 指定管理者が診療所の管理を行う期間は、<u>5年以内</u>とする。ただし、再指定を妨げない。</p>	名称	位置	高梁市宇治診療所	高梁市宇治町宇治1690番地	高梁市中井診療所	高梁市中井町西方3167番地1	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1113 432 1930 671"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>高梁市宇治診療所</td><td>高梁市宇治町宇治1690番地</td></tr><tr><td>高梁市中井診療所</td><td>高梁市中井町西方3167番地1</td></tr><tr><td>高梁市川上診療所</td><td>高梁市川上町地頭2340番地</td></tr><tr><td>高梁市川上歯科診療所</td><td>高梁市川上町地頭2340番地</td></tr></tbody></table> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第5条 第2条に規定する診療所のうち、<u>高梁市川上診療所及び高梁市川上歯科診療所</u>の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。</p> <p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第7条 指定管理者が<u>高梁市川上診療所及び高梁市川上歯科診療所</u>の管理を行う期間は、<u>20年の間</u>とする。ただし、再指定を妨げない。</p>	名称	位置	高梁市宇治診療所	高梁市宇治町宇治1690番地	高梁市中井診療所	高梁市中井町西方3167番地1	高梁市川上診療所	高梁市川上町地頭2340番地	高梁市川上歯科診療所	高梁市川上町地頭2340番地
名称	位置																
高梁市宇治診療所	高梁市宇治町宇治1690番地																
高梁市中井診療所	高梁市中井町西方3167番地1																
名称	位置																
高梁市宇治診療所	高梁市宇治町宇治1690番地																
高梁市中井診療所	高梁市中井町西方3167番地1																
高梁市川上診療所	高梁市川上町地頭2340番地																
高梁市川上歯科診療所	高梁市川上町地頭2340番地																

(参考)

高梁市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例新旧対照表 (第2条関係)

改正案	現行				
(名称及び位置)	(名称及び位置)				
第2条 略	第2条 略				
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="235 454 721 494">名称</th><th data-bbox="721 454 1088 494">位置</th></tr></thead></table>	名称	位置	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1111 454 1597 494">名称</th><th data-bbox="1597 454 1962 494">位置</th></tr></thead></table>	名称	位置
名称	位置				
名称	位置				
(略)	(略)				
高梁市国民健康保険成羽病院附属吹屋診療所	高梁市国民健康保険成羽病院附属吹屋診療所				
高梁市国民健康保険成羽病院附属川上診療所	高梁市国民健康保険成羽病院附属備中診療所				
高梁市国民健康保険成羽病院附属川上歯科診療所	(略)				
高梁市国民健康保険成羽病院附属備中診療所	(略)				
(略)	(略)				
2 前項に定めるもののほか、高梁市国民健康保険成羽病院附属介護老人保健施設の名称及び位置については、別に条例で定める。					
(指定管理者による管理)					
第3条 附属診療所及び附属歯科診療所(以下「附属診療所等」という。)の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。					
(指定管理者が行う業務)					

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 診療及び検診に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定める業務

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が附属診療所等の管理を行う期間は、5年以内とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の手続等)

第6条 附属診療所等の指定管理者の指定の手続等については、高梁市の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年高梁市条例第13号)の定めるところによる。

(経営の基本)

第7条 略

2 診療科目は、次のとおりとする。

- (1)～(10) 略
- (11) 精神科
- (12) 歯科
- (13) 歯科口腔外科

3・4 略

(重要な資産の取得及び処分)

第8条 略

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第9条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について

(経営の基本)

第3条 略

2 診療科目は、次のとおりとする。

(1)～(10) 略

3・4 略

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 略

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第4項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について

て議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。

第10条～第13条 略

償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。

第6条～第9条 略

(参考)

高梁市病院・診療所使用料及び手数料条例新旧対照表（第3条関係）

改正案	現行
<p data-bbox="315 360 851 389">高梁市病院・<u>診療所等</u>使用料及び手数料条例</p> <p data-bbox="264 454 340 483">(趣旨)</p> <p data-bbox="237 501 1084 810">第1条 この条例は、高梁市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例(平成16年高梁市条例第276号)、高梁市国民健康保険診療所条例(平成16年高梁市条例第148号)、<u>高梁市へき地診療所等条例(平成16年高梁市条例第149号)</u>及び高梁市国民健康保険成羽病院附属介護老人保健施設ひだまり苑条例(令和4年高梁市条例第 号)に規定する病院、診療所、<u>訪問看護ステーション及び介護老人保健施設</u>(以下「病院等」という。)の使用料及び手数料に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>(使用料及び手数料の額)</u></p> <p data-bbox="237 877 362 906">第3条 略</p> <p data-bbox="237 924 1084 1324">2 介護保険事業に係る介護報酬の額は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表、<u>指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第20号)別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表</u>、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表により算定した額による。</p>	<p data-bbox="1189 360 1702 389">高梁市病院・<u>診療所</u>使用料及び手数料条例</p> <p data-bbox="1137 454 1214 483">(趣旨)</p> <p data-bbox="1111 501 1957 764">第1条 この条例は、高梁市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例(平成16年高梁市条例第276号)、高梁市国民健康保険診療所条例(平成16年高梁市条例第148号)<u>及び高梁市へき地診療所条例(平成16年高梁市条例第149号)</u>に規定する病院、診療所及び訪問看護ステーション(以下「病院等」という。)の使用料及び手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1111 877 1236 906">第3条 略</p> <p data-bbox="1111 924 1957 1233">2 介護保険事業に係る介護報酬の額は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表により算定した額による。</p>

3～6 略

7 第6項の診療報酬点数表及び介護給付費単位数表に含まれない文書料等については、別表第2に定める額とする。

8 略

9 介護老人保健施設、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する者の居住費、滞在費及び食費は、別表第4に定める額とし、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの食費は、1食につき710円の範囲内の額とする。

10～11 略

12 略

別表第2(第3条関係)

区分	単位	金額(円)
(略)		
治癒証明書 保育所等アレルギー疾患管理指導表	1件につき	550
<u>死後処置料</u>	<u>外来利用1体につき</u>	<u>11,000</u>
	<u>入院利用1体につき</u>	<u>5,500</u>

3～6 略

7 第6項の診療報酬点数表及び介護給付費単位数表に含まれない文書料については、別表第2に定める額とする。

8 略

9 介護療養型医療施設及び短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する者の居住費、滞在費及び食費は、厚生労働大臣が定める基準費用額(負担限度額の適用がある者は、その額)とし、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの食費は、1食につき710円の範囲内の額とする。

10～11 略

12 訪問看護事業を利用していた者の死後の処置を行った場合の処置料は、1体につき1万3,240円とする。

13 略

別表第2(第3条関係)

区分	単位	金額(円)
(略)		
治癒証明書 保育所等アレルギー疾患管理指導表	1件につき	550

訪問看護利用	13,240
1体につき	

別表第4(第3条関係)

種別	負担額
居住費 滞在費	厚生労働大臣が定める基準費用額(負担限度額の適用がある者はその額)
食事	1日1,570円(負担限度額の適用がある者はその額)
特別の食事	1食につき、実費

(参考)

高梁市川上医療センター条例新旧対照表（第4条関係）

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 市民の健康づくり推進と医療の確保及び在宅療養者、要援護者の福祉の増進を図るため、治療のみならず健康づくり、在宅ケア、リハビリテーション、福祉・介護サービスを総合的かつ有機的に提供する拠点(以下次項において「<u>地域包括ケア</u>の拠点」という。)を高梁市川上町地頭に置く。</p> <p>2 <u>地域包括ケア</u>の拠点は、<u>高梁市国民健康保険成羽病院附属川上診療所、高梁市国民健康保険成羽病院附属川上歯科診療所及び高梁市国民健康保険成羽病院附属介護老人保健施設ひだまり苑</u>をもって構成し、<u>高梁市川上医療センター</u>(以下「<u>医療センター</u>」という。)と総称する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 市民の健康づくり推進と医療の確保及び在宅療養者、要援護者の福祉の増進を図るため、治療のみならず健康づくり、在宅ケア、リハビリテーション、福祉・介護サービスを総合的かつ有機的に提供する拠点(以下次項において「<u>地域包括医療</u>の拠点」という。)を高梁市川上町地頭に置く。</p> <p>2 <u>地域包括医療</u>の拠点は、<u>高梁市川上診療所、高梁市川上歯科診療所及び高梁市介護老人保健施設ひだまり苑</u>をもって構成し、<u>高梁市川上医療センター</u>(以下「<u>医療センター</u>」という。)と総称する。</p>

(参考)

高梁市川上医療センター管理運営基金条例新旧対照表（第5条関係）

改正案	現行
<p>(積立て)</p> <p>第2条 高梁市川上診療所管理運営基金又は高梁市介護老人保健施設ひだまり苑管理運営基金として積み立てる額は、<u>高梁市国民健康保険成羽病院事業会計の予算</u>に定めるところによる。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎会計年度の当該<u>予算</u>に計上して、基金に編入するものとする。</p> <p>(処分)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) <u>高梁市国民健康保険成羽病院附属川上診療所及び高梁市国民健康保険成羽病院附属川上歯科診療所</u>の施設等を整備するに必要な経費に充てるとき。</p> <p>(2) <u>高梁市国民健康保険成羽病院附属介護老人保健施設ひだまり苑</u>の施設等を整備するに必要な経費に充てるとき。</p> <p>(3) 略</p>	<p>(積立て)</p> <p>第2条 高梁市川上診療所管理運営基金又は高梁市介護老人保健施設ひだまり苑管理運営基金として積み立てる額は、<u>歳入歳出予算</u>に定めるところによる。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎会計年度の当該<u>歳入歳出予算</u>に計上して、基金に編入するものとする。</p> <p>(処分)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) <u>高梁市川上診療所及び高梁市川上歯科診療所</u>の施設等を整備するに必要な経費に充てるとき。</p> <p>(2) <u>高梁市介護老人保健施設ひだまり苑</u>の施設等を整備するに必要な経費に充てるとき。</p> <p>(3) 略</p>

(参考)

高梁市認知症対応型共同生活介護施設条例新旧対照表（第6条関係）

改正案	現行
<p>(事業)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地域住民との交流を図るための各種事業 (指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>利用料又は使用料(以下「利用料等」という。)及び費用の徴収</u></p> <p>(4) 略 (指定管理者の管理の期間)</p> <p>第6条 <u>指定管理者がグループホームの管理を行う期間は、5年以内とする。ただし、再指定を妨げない。</u> (指定管理者の指定の手続等)</p> <p>第7条 略 (<u>利用料等</u>)</p> <p>第8条 グループホームの<u>利用料等</u>は、厚生労働省告示で定める額を基準とする。</p> <p>2 前項のほか、介護保険法による保険給付対象外の居宅サービスの<u>利用料等</u>のうち、室料については別表のとおりし、室料以外の<u>利用料等</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>家族介護教室に関する事業</u></p> <p>(3) 地域住民との交流を図るための各種事業 (指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>第7条に規定する利用料の収納</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(指定管理者の指定の手続等)</p> <p>第6条 略 (<u>利用料</u>)</p> <p>第7条 グループホームの<u>利用料</u>は、厚生労働省告示で定める額を基準とする。</p> <p>2 前項のほか、介護保険法による保険給付対象外の居宅サービスの<u>利用料</u>のうち、室料については別表のとおりし、室料以外の<u>利用料</u>は別</p>

は別に定める。ただし、室料についてはこれを減額し、又は免除することができる。

- 3 利用料等及び費用は、指定管理者の収入として収受させることができる。

(委任)

第9条 略

別表(第7条関係)

項目	日額(円)	内訳
(略)		

に定める。ただし、室料についてはこれを減額し、又は免除することができる。

- 3 前2項の利用料は、指定管理者の収入として収受させることができる。

(委任)

第8条 略

別表(第7条関係)

利用料金

項目	日額(円)	内訳
(略)		

高梁市国民健康保険成羽病院附属介護老人保健施設ひだまり苑条例

高梁市国民健康保険成羽病院附属介護老人保健施設ひだまり苑条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

高梁市条例第 号

(令和 4 年 月 日制定)

高梁市国民健康保険成羽病院附属介護老人保健施設ひだまり苑条例

高梁市介護老人保健施設ひだまり苑条例（平成 16 年高梁市条例第 275 号）の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 高齢者等の自立支援及び介護サービスを提供するため、高梁市国民健康保険成羽病院の附属施設として、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）に規定する介護老人保健施設を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 高梁市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例（平成 16 年高梁市条例第 276 号）第 2 条第 2 項に規定する介護老人保健施設（以下「老人保健施設」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 高梁市国民健康保険成羽病院附属介護老人保健施設ひだまり苑
- (2) 位置 高梁市川上町地頭 2337 番地 1

(事業)

第 3 条 老人保健施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第 8 条第 28 項に規定する介護保健施設サービス
- (2) 法第 8 条第 10 項に規定する短期入所療養介護
- (3) 法第 8 条の 2 第 8 項に規定する介護予防短期入所療養介護
- (4) 法第 8 条第 8 項に規定する通所リハビリテーション
- (5) 法第 8 条の 2 第 6 項に規定する介護予防通所リハビリテーション
- (6) 法第 8 条第 24 項に規定する居宅介護支援

- (7) 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
(定員)

第4条 老人保健施設の定員は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号、第2号及び第3号に掲げる事業 70人
- (2) 前条第4号及び第5号に掲げる事業 20人
(指定管理者による管理)

第5条 老人保健施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する事業の提供に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定める業務

2 指定管理者は、前項に規定する業務を行うに当たっては、関係法令を遵守し、公共の福祉を増進するように運営するものとする。

(指定管理者の管理の期間)

第7条 指定管理者が老人保健施設の管理を行う期間は、5年以内とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の手続等)

第8条 老人保健施設の指定管理者の指定の手続等については、高梁市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年高梁市条例第13号）の定めるところによる。

(指定管理者の選定)

第9条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから選定するものとする。

- (1) 地域医療に熟知した医師を確保することができるもの
- (2) 地域の医療福祉に関する包括的なサービスを提供することができるもの
- (3) 地域の福祉施設との連携を推進することができるもの

(使用の許可等)

第10条 老人保健施設を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、老人保健施設の利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を制限し、若しくは停止し、又はその使用の許可を取り消すことができる。

(1) 共同生活の秩序を乱し、相互の和を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 故意に施設の設備、器具等を毀損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。

(3) 不正の手段により許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、老人保健施設の管理上支障があると認めるとき。

(使用料等)

第11条 前条第1項の規定により許可を受けた者は、使用料又は手数料（以下「使用料等」という。）を納付しなければならない。

2 前項の使用料等の額は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第3条に規定する事業にかかる使用料等は、高梁市病院・診療所等使用料及び手数料条例（平成16年高梁市条例第277号）第3条に定める額とする。

(2) 日常生活に要する費用は、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める額とする。

(使用料等の減免等)

第12条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料等を減額し、若しくは免除し、又は使用料等の徴収を猶予することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(高梁市介護保険サービス手数料条例の廃止)

2 高梁市介護保険サービス手数料条例（平成16年高梁市条例第151号）は、廃止する。

(高梁市介護保険サービス手数料条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の高梁市介護保険サービス手数料条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の施行後もなおその効力を有する。

提 案 理 由

高梁市介護老人保健施設ひだまり苑を高梁市国民健康保険成羽病院の附属施設として位置づけるとともに、指定管理施設に係る運営方法等の変更を行うため。

(参考)

高梁市介護老人保健施設ひだまり苑条例新旧対照表

改正案	現行
<p>高梁市国民健康保険成羽病院附属介護老人保健施設ひだまり苑条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 高齢者等の自立支援及び介護サービスを提供するため、<u>高梁市国民健康保険成羽病院の附属施設として、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)</u>に規定する<u>介護老人保健施設</u>を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>高梁市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例(平成16年高梁市条例第276号)第2条第2項に規定する介護老人保健施設(以下「老人保健施設」という。)</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 <u>高梁市国民健康保険成羽病院附属介護老人保健施設ひだまり苑</u></p> <p>(2) 位置 高梁市川上町地頭 2337 番地 1</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 <u>老人保健施設は、次に掲げる事業を行う。</u></p> <p>(1) <u>法第8条第28項に規定する介護保健施設サービス</u></p> <p>(2) <u>法第8条第10項に規定する短期入所療養介護</u></p> <p>(3) <u>法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護</u></p> <p>(4) <u>法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション</u></p> <p>(5) <u>法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーショ</u></p>	<p>高梁市介護老人保健施設ひだまり苑条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 高齢者等の自立支援及び介護サービスを提供するため、<u>介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)</u>第72条及び第96条の規定により、<u>介護老人保健施設(以下「老人保健施設」という。)</u>を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>老人保健施設</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 <u>高梁市介護老人保健施設ひだまり苑</u></p> <p>(2) 位置 高梁市川上町地頭 2337 番地 1</p> <p>(管理)</p> <p>第3条 <u>老人保健施設は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効果的に運用しなければならない。</u></p>

ン

- (6) 法第 8 条第 24 項に規定する居宅介護支援
 (7) 法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防支援
 (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
 (定員)

第 4 条 老人保健施設の定員は、次のとおりとする。

- (1) 前条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に掲げる事業 70 人
 (2) 前条第 4 号及び第 5 号に掲げる事業 20 人
 (指定管理者による管理)

第 5 条 老人保健施設の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第 6 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 3 条に規定する事業の提供に関すること。
 (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 (3) その他市長が定める業務

2 指定管理者は、前項に規定する業務を行うに当たっては、関係法令を遵守し、公共の福祉を増進するように運営するものとする。

(指定管理者の管理の期間)

第 7 条 指定管理者が老人保健施設の管理を行う期間は、5 年以内とす

(定員)

第 4 条 老人保健施設の定員は、次のとおりとする。

入所定員	70 人
通所定員	20 人

(指定管理者の指定)

第 5 条 老人保健施設の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第 6 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 老人保健施設における高齢者等の自立支援及び介護サービスの提供に関すること。
 (2) 老人保健施設に係る利用料等の徴収に関すること。
 (3) 老人保健施設の施設及び設備の維持管理に関すること。
 (4) その他市長が定める業務

2 指定管理者は、前項に規定する老人保健施設の管理に関する業務を行うに当たっては、関係法令を遵守し、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営するものとする。

(指定管理者の管理の期間)

第 7 条 指定管理者が老人保健施設の管理を行う期間は 20 年の間とす

る。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の手続等)

第8条 老人保健施設の指定管理者の指定の手続等については、高梁市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年高梁市条例第13号)の定めるところによる。

(指定管理者の選定)

第9条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから選定するものとする。

- (1) 地域医療に熟知した医師を確保することができるもの
- (2) 地域の医療福祉に関する包括的なサービスを提供することができるもの
- (3) 地域の福祉施設との連携を推進することができるもの

(使用の許可等)

第10条 老人保健施設を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、老人保健施設の利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を制限し、若しくは停止し、又はその使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 共同生活の秩序を乱し、相互の和を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 故意に施設の設備、器具等を毀損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。

る。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の手続等)

第8条 老人保健施設の指定管理者の指定の手続等については、高梁市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年高梁市条例第13号)の定めるところによる。

(指定管理者の選定)

第9条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから選定するものとする。

- (1) 地域医療に熟知した医師を確保することができるもの
- (2) 地域の医療福祉に関する包括的なサービスを提供することができるもの
- (3) 地域の福祉施設との連携を推進することができるもの
- (4) 高梁市川上診療所及び高梁市川上歯科診療所と一体の管理運営ができるもの

(3) 不正の手段により許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、老人保健施設の管理上支障があると認めるとき。

(使用料等)

第11条 前条第1項の規定により許可を受けた者は、使用料又は手数料(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。

2 前項の使用料等の額は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第3条に規定する事業にかかる使用料等は、高梁市病院・診療所等使用料及び手数料条例(平成16年高梁市条例第277号)第3条に定める額とする。

(2) 日常生活に要する費用は、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める額とする。

(利用料金等の納入)

第10条 老人保健施設を利用する者は、利用料等を納めなければならない。

2 前項の利用料の額は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 介護保健施設サービス 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第11条第1項の規定により支払を受けることとなる額に相当する額

(2) 介護予防短期入所生活療養介護 法第53条第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。)

(3) 介護予防通所リハビリテーション 法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。)に、食費として1食につき700円の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額を加えた額

(4) 短期入所療養介護 指定居宅サービス等の事業の人員、設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「居宅サー

(使用料等の減免等)

第 12 条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料等を減額し、若しくは免除し、又は使用料等の徴収を猶予することができる。

ビス基準省令」という。)第 145 条第 1 項の規定により支払を受けることとなる額に相当する額

(5) 通所リハビリテーション 居宅サービス基準省令第 119 条において準用する居宅サービス基準省令第 96 条第 1 項の規定により支払を受けることとなる額に相当する額に、食費として 1 食につき 700 円の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額を加えた額

(6) 入所利用者及び短期入所利用者の食費、居住費、滞在費の負担額は、別表第 1 に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 老人保健施設における診断書等の交付手数料は、別表第 2 に定める額とする。

(利用料金の収入)

第 11 条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。

(利用料の減免等)

第 12 条 指定管理者は、特別の事由があると認めるときは、利用料を減額し、若しくは免除し、又は利用料の徴収を猶予することができる。

(入所又は通所の拒否解除)

第 13 条 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、入所又は通所の利用を拒否することができる。

(1) 定員に満ちたとき。

(2) 使用料又は手数料を納付しないとき。

(3) その他指定管理者が特に必要と認めたとき。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

高梁市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

高梁市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

高梁市条例第 号

(令和 4 年 月 日制定)

高梁市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

高梁市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成 1 6 年高梁市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「1 5, 8 0 0 円」を「1 6, 1 0 0 円」に改め、同号イ中「7, 5 6 0 円」を「7, 7 0 0 円」に改める。

第 6 条及び第 8 条中「7 円 5 1 銭」を「7 円 7 3 銭」に改める。

第 9 条中「5 2 5 円 6 銭」を「5 4 1 円 3 1 銭」に、「6 2 1 円」を「6 3 2 円 5 0 銭」に改める。

附 則（令和 4 年高梁市条例第 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の高梁市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

提 案 理 由

公職選挙法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(選挙運動用自動車の使用に関する公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において選挙運動用自動車の借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用に関する公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において選挙運動用自動車の借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃</p>

料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。))が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限る。)

ウ 略

(選挙運動用ビラの作成の公営)

第6条 候補者は、7円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が次の各号に掲げる候補者の区分に応じ当該各号に定める枚数を超える場合には、当該各号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(1)・(2) 略

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第8条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価に1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とし、7円73銭を超える場合には、7円73銭とする。)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて第6条各号に定める枚数の範囲

料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。))が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限る。)

ウ 略

(選挙運動用ビラの作成の公営)

第6条 候補者は、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が次の各号に掲げる候補者の区分に応じ当該各号に定める枚数を超える場合には、当該各号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(1)・(2) 略

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第8条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価に1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とし、7円51銭を超える場合には、7円51銭とする。)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて第6条各号に定める枚数の範囲

内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公営)

第9条 候補者は、541円31銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数(以下「ポスター掲示場の数」という。)を乗じて得た金額に632円50銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。)を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)に選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が、ポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公営)

第9条 候補者は、525円6銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数(以下「ポスター掲示場の数」という。)を乗じて得た金額に621円にポスター掲示場の数を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。)を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)に選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が、ポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

農林漁業体験実習館の指定管理者の指定について

次のとおり農林漁業体験実習館の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

高梁市長 近藤 隆 則

名 称	指定管理者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
ラ・フォーレ 吹屋	倉敷市大島 1666番 地2	株式会社下電ホテル、株式会社 ティ・シー・シー ラ・フォーレ吹屋等共同事業体 代表者 株式会社下電ホテル 代表取締役 永山 久徳	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで

提 案 理 由

農林漁業体験実習館の指定管理者を指定するため。

(参考)

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

吹屋農村交流促進館の指定管理者の指定について

次のとおり吹屋農村交流促進館の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

高梁市長 近藤隆則

名 称	指定管理者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
ばんやんカン トリーハウス	倉敷市大島 1666番 地2	株式会社下電ホテル、株式会社 ティ・シー・シー ラ・フォーレ吹屋等共同事業体 代表者 株式会社下電ホテル 代表取締役 永山 久徳	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで

提 案 理 由

吹屋農村交流促進館の指定管理者を指定するため。

国民健康保険病院事業の指定管理者の指定について

次のとおり国民健康保険病院事業の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 1 月 2 日提出

高梁市長 近藤 隆 則

名 称	指定管理者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
高梁市国民健康保険成羽病院附属川上診療所	岡山市北区祇園 866番地	社会福祉法人旭川荘 理事長 末光 茂	令和 6 年 9 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日まで
高梁市国民健康保険成羽病院附属川上歯科診療所	岡山市北区祇園 866番地	社会福祉法人旭川荘 理事長 末光 茂	令和 6 年 9 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

国民健康保険病院事業の指定管理者を指定するため。

介護老人保健施設の指定管理者の指定について

次のとおり介護老人保健施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 2 日提出

高梁市長 近藤 隆 則

名 称	指定管理者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
高梁市国民健康保険 成羽病院附属介護老 人保健施設ひだまり 苑	岡山市北区祇園 866番地	社会福祉法人旭川荘 理事長 末光 茂	令和 6 年 9 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

介護老人保健施設の指定管理者を指定するため。

認知症対応型共同生活介護施設の指定管理者の指定について

次のとおり認知症対応型共同生活介護施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 2 日提出

高梁市長 近藤 隆 則

名 称	指定管理者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
グループホームやすらぎ荘	岡山市北区祇園 866番地	社会福祉法人旭川荘 理事長 末光 茂	令和 6 年 9 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

認知症対応型共同生活介護施設の指定管理者を指定するため。